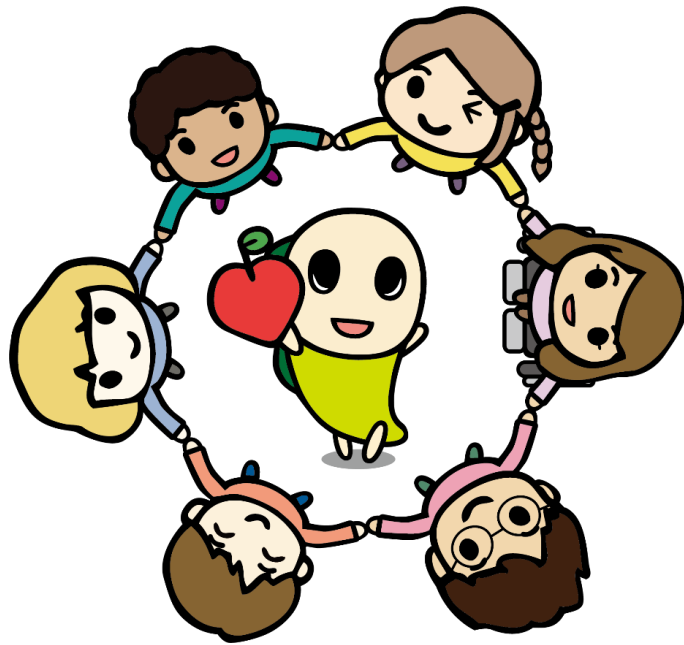


令和7（2025）年度
杉並区子どもの権利救済委員
活動報告書



令和8（2026）年発行

杉並区子どもの権利相談・救済窓口「なみすけの子ども相談室」

＜この報告書について＞

この報告書は、杉並区子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）が、令和 7（2025）年度の活動状況をまとめ、区長に報告するとともに、公表するものです。

救済委員は、杉並区子どもの権利に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、子どもの権利侵害からの速やかな救済を図るために設置された区長の附属機関です。

令和 7（2025）年度は、条例が施行され、子どもの権利に関する相談・救済の仕組みが動き始めた初年度に当たります。4月の条例施行後、救済委員による普及啓発の取組を開始し、9月からは子どもの権利相談・救済窓口において、子どもからの相談を受け止め、必要な助言、支援、関係機関との連携等に取り組みました。

冒頭では、救済委員3名が、初年度の活動を振り返り、今後大切にしていきたい視点について、それぞれの立場から述べています。

続く各章では、条例及び条例に基づく相談・救済の仕組み、令和 7（2025）年度の相談・活動状況、普及啓発活動の取組内容等について報告します。

子どもの権利救済委員からのメッセージ

子どもを一人の主体として尊重する

杉並区子どもの権利救済委員 杉山 雅宏

1年間の活動を振り返ると、子どもの権利を守るという営みは、単に制度やルールを整えることではなく、「子どもを一人の人間として尊重すること」そのものなのだと強く感じています。

私は、杉並区子どもの権利救済委員として、子どもの声を丁寧に聴き、その背景にある思いや苦しさに向き合うことを大切にしてきました。特に意識してきたのは、「子どもを小さな大人として扱う」だけでなく、「子どもを一人の主体として尊重する」という視点です。

子どもは未熟な存在としてみられやすいですが、実際には一人ひとりに考えや感情があり、自分なりの願いや不安を抱えています。大人が先回りして決めつけたり、「まだ子どもだから分からない」と判断してしまったりすることで、子どもの声は容易に失われてしまいます。その意味で、子どもの権利を守ることは、子どもの命や尊厳を守り育むことにつながっていると感じています。

また、私は、なぜ大人が子どもを尊重しなければならないのかを考えたとき、子どもたちは次の時代を担い、将来、私たちの社会を支えてくれる、かけがえのない命だからだと思っています。未来を支える存在を大切にすることは、未来そのものを大切にすることでもあります。だからこそ、子どもを否定や支配の対象としてではなく、一人の人格ある存在として尊重する姿勢が必要なのだと感じています。

私は活動の中で、まず「聴かせていただく」という姿勢を大切にしてきました。子どもが安心して話せる空気をつくり、結論を急がず、まずはその子の感じていることを受け止めることを意識してきました。ときには、大人側が「正しい」と考えている指導や助言が、子どもにとっては強い圧力や否定として受け止められている場面にも遭遇しました。だからこそ、大人が子どもに関わる際には、「教える」「指導する」という発想だけでなく、「理解しようとする」「支えようとする」という視点、「わかろうとすること」が必要なのだと思います。

また、子どもの権利擁護を進めるうえで、最も大きな課題は、大人側の意識を少しずつ変えていくことだとも感じています。私は講演や啓発活動の中でも、「まずは子どもの話を聴かせていただく」「当たり前の存在として認めること」の大切さを伝えてきました。これは特別な技術ではなく、日常の関わり方そのものだと思っています。

今後も、子どもを一人の人格ある存在として尊重し、「まずは聴かせていただく」という姿勢を忘れずに、子どもの権利が日常の中で自然に守られる地域づくりに微力ながら貢献していきたいと考えています。

子どもからのたくさんの相談に感謝して

杉並区子どもの権利救済委員 谷川 由起子

杉並区は、私自身がオンブズパーソンとして働くご縁をいただいた二つ目の自治体です。そして、杉並区は、私にとって特別な縁のあるまちです。新卒で就職した会社の本社が高井戸にあり、社会人としての基礎を築いた数年間を杉並区で過ごしました。その後、転職や子育てを経て杉並区から離れていましたが、20年以上の時を経て、子どもの権利救済委員として再び杉並区で働く機会をいただいたことを大変ありがたく感じています。

子どもの権利救済委員として活動を始めたこの一年で、最も印象的だったことの一つは、子どもたちから数多くの相談が寄せられたことです。相談開始当初は、小学生を中心に毎日のように相談はがきが届きました。学校で配布されたはがきを手にし、「書いたらどんな返事が来るのだろう」と考えながら、一生懸命に言葉を選んで書いてくれたのだと思います。

その後、杉並区立学校の学習用端末から相談できる仕組みが始まると、相談の手段ははがきからオンラインへと広がりました。しかし、方法が変わっても、「相談してみよう」と思い、自分の気持ちや悩みを言葉にしようとする子どもたちの気持ちは変わりません。子どもにとって相談することは、決して簡単なことではありません。「とくに相談すればよかったのに」というような簡単な言葉で受け止めてはいけないと思います。だからこそ、相談を受けるおとなには、子どもの言葉を丁寧に受け止める姿勢が求められます。すぐに解決策を示したり、おとなの価値観で結論を急いだりするのではなく、子どもの思いや背景に耳を傾け、一緒に考えていくことが重要だと感じています。

東京都では「SOS の出し方に関する教育」が進められていますが、私は、それと同じくらい、あるいはそれ以上に、「SOS の受け止め方」が大切であると考えています。せっかく勇気を出して相談した経験が、「相談しても無駄だった」という思いにつながってしまうと、その後の援助希求にも影響を与えかねません。子どもたちが「相談してよかった」と感じ、その経験が将来の「相談する力」につながるよう、一つひとつの相談に誠実に向き合っていきたいと思っています。

また、子どもの権利救済委員への相談は、子ども本人だけでなく、おとなから寄せられることも少なくありません。おとなからの相談には、長い間悩みを抱え、他の相談機関にも相談したものの解決に至らなかったケースも多くあります。そのような場合であっても、私たちは、できる限り子ども本人の声を聞くことを大切にしています。子どもに関する問題が、子ども不在のまま検討・対応されることなく、子ども自身が主体として尊重されるよう心がけています。

制度の立上げの一年は、あっという間でした。多くの子どもたちや保護者、関係機関の方々との出会いがあり、学びの多い一年でもありました。自らの力不足を感じる場面もありました。立ち止まり、振り返りながら、子どもたちが安心して声をあげることができる環境づくりに努め、子どもの声に真摯に耳を傾けていきたいと考えています。

すべての子どもが自分らしく生きられるように

杉並区子どもの権利救済委員 成瀬 大輔

令和7(2025)年4月より、杉並区子どもの権利救済委員として活動し、最初の1年が終わりました。この1年を経験して驚いたのは、子どもたちからの相談件数の多さでした。子どもたちの声を上げる力、相談する力を感じることができ、とてもうれしく思いました。また、相談・救済窓口としても、無料で利用できる相談はがきや、学習用タブレットに相談フォームへ直接移行できるアイコンを設置していただいたことなど、子どもたちが相談しやすいツールを提供できたことは1年目の成果であったと感じます。

日本社会ではまだまだ、子どもの「意見を聞かれる権利」(意見表明権)の実質的な保障が十分でないと感じています。例えば児童福祉分野では近年の法改正によって意見表明等支援員が関わるようになり、諸外国での「子どもアドボカシー」という活動が注目されるようになっていますが、特に厳しい環境や状況にある子どもたちだけでなく、地域で暮らすすべての子どもたちに日々の生活の中で「意見を聞かれる権利」の保障が行き渡ることが大切だと思います。

私たちは日々の活動の中で、できるだけ子どもたちから直接お話を聞くことを重視しています。令和7(2025)年9月の窓口開設以降、実際にあった相談案件においても、多くのケースで保護者の方にご理解とご協力をいただき、子どもから直接お話を聞くことができました。結果として相談内容を十分実現できないこともあります。これからは子どもの声を大事にして活動してまいります。

また、区民の皆様にも子どもの権利に興味や関心を持っていただきたいと思います。子どもの権利には、周りの大人に働きかけ、支援等を求めていくという側面があります。そうすると、子どもを取り囲む周りの大人たちが子どもとどう向き合うかという点がとても大事になります。地域では、学校や児童館などの子どもの居場所、地域のお祭りなどのイベントなど、様々な場面で地域の大人が子どもと接する機会があるかと思います。ぜひとも一人ひとりの子どもたちが自分らしく安心して生きられるよう見守り、関わっていただけることを願っております。

子ども、大人を問わず皆様の理解とご協力を通じて、地域文化として「子どもの権利」を根付かせられるよう努めてまいります。

目次

この報告書について

子どもの権利救済委員からのメッセージ

- 1 子どもを一人の主体として尊重する
杉並区子どもの権利救済委員 杉山 雅宏
- 2 子どもからのたくさんの相談に感謝して
杉並区子どもの権利救済委員 谷川 由起子
- 3 すべての子どもが自分らしく生きられるように
杉並区子どもの権利救済委員 成瀬 大輔

I 杉並区における子どもの権利相談・救済の仕組み	1
1 杉並区子どもの権利に関する条例	2
(1) 条例制定までの経過	2
(2) 条例の概要	3
2 杉並区子どもの権利救済委員	5
(1) 位置付け	5
(2) 職務	5
(3) 責務	5
(4) 関係機関等との協力	5
(5) 体制	5
(6) 子どもの権利救済委員会議	6
3 杉並区子どもの権利相談・救済窓口（愛称：なみすけの子ども相談室）	7
(1) 相談対象者	7
(2) 相談できる曜日・時間	7
(3) 相談方法	7
(4) 相談窓口所在地	8
(5) 相談窓口の愛称	8
(6) 相談窓口の案内表示	8
(7) 相談の流れ	9
4 初年度に整えた相談・救済の基盤	9
II 令和7（2025）年度の相談・活動状況	10
1 相談実績	11
2 申立て、調査活動、要請・意見の表明	19
3 事例紹介	20

Ⅲ 子どもの権利を地域に広げるための普及啓発活動	23
1 子どもに届く相談窓口にするための周知	24
(1) 相談窓口開設前の周知イベント	24
(2) 子ども関係施設等を通じた相談方法の周知	26
2 啓発物を通じて相談方法と子どもの権利を届ける取組	28
(1) 全児童・生徒及び区立施設等への制作物配布	28
(2) 啓発物品・印刷物・通信の紹介	30
3 子どもの権利への理解を深める講座・研修	32
4 地域の中で出会い、知ってもらうイベント型啓発	33
(1) すきなみフェスタ 2025 への出展	33
(2) 来場者アンケートから見えた認知状況	33
5 親しみやすい窓口づくり	34
(1) 愛称募集の実施	34
(2) 子どもによる投票と愛称の決定	35
6 関係機関・他自治体との学び合いと連携.....	36
(1) 関係機関との情報交換・研修参加	36
(2) 視察受け入れ	36
7 普及啓発活動を通じて見えてきたこと	36
Ⅳ 参考資料	37
1 杉並区子どもの権利に関する条例	38
2 杉並区子どもの権利に関する条例施行規則	43

<報告書内で使用されている略称>

正式名称	略 称
杉並区子どもの権利に関する条例	条 例
杉 並 区 子 ど も の 権 利 救 済 委 員	救済委員
杉並区子どもの権利相談・救済窓口	相談窓口
杉 並 区 子 ど も の 権 利 相 談 員	相 談 員

I 杉並区における子どもの権利相談・救済の仕組み

- 1 杉並区子どもの権利に関する条例
- 2 杉並区子どもの権利救済委員
- 3 杉並区子どもの権利相談・救済窓口
(愛称: なみすけの子ども相談室)
- 4 初年度に整えた相談・救済の基盤

I 杉並区における子どもの権利相談・救済の仕組み

本章では、条例に基づく、子どもの権利相談・救済の基本的な仕組みを説明します。

そのうえで、条例制定までの経過と条例の概要を確認し、救済委員の役割や体制、子どもの権利相談・救済窓口（以下「相談窓口」という。）の概要、相談方法、相談の流れなどを示します。

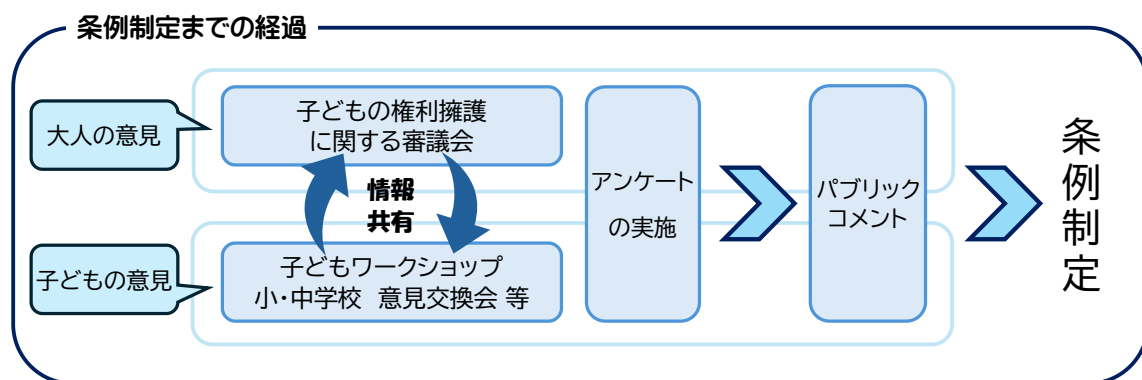
Ⅰ 杉並区子どもの権利に関する条例

（Ⅰ）条例制定までの経過

区では、子どもが権利の主体として尊重され、子どもが安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、令和 5（2023）年 8 月に「杉並区子どもの権利擁護に関する審議会」を設置し、令和 6（2024）年 7 月に提出された答申を踏まえて検討を行い、条例を令和 7（2025）年 4 月に施行しました。

条例の制定に当たっては、こども基本法第 11 条に基づき、条例の当事者となる子どもたちが直接意見を表明できる機会を設けました。

○条例制定までの詳しい経過は、
右記二次元コードよりご覧ください。



■ 区が行った取組



(2) 条例の概要

「杉並区子どもの権利に関する条例」は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す条例です。

条例では、基本理念、子どもにとって大切な権利、区や保護者、子ども関係施設※、区民、事業者の役割、子どもの権利の保障に関する施策、杉並区子どもの権利救済委員の設置などについて定めています。

以下では、前文に込められた考え方と各章の概要を紹介します。

※区内の学校（区立、私立、都立含めすべての小・中・高等学校（特別支援学校含む。）や、保育園、児童館、学童クラブ等の子どもを教育し、又は育成する施設・事業（以下、「子ども関係施設」という。）

■ 条例の構成

<前文（条例に込められた考え方）>

条例では、子どもの権利保障の必要性や条例制定の背景、区が目指す地域社会の姿を示すため前文を設けています。前文は、子どもワークショップや子どもの権利擁護に関する審議会、パブリックコメント等で寄せられた意見を踏まえて作成しました。

条 例 前 文

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重される、かけがえのない存在です。

全ての子どもは、児童の権利に関する条約に定められた権利が保障されています。

この子どもの権利は、何かと引き換えに保障されるものではありません。

しかしながら、子どもを取り巻く環境が変化する中で、自分らしく生きることの難しさや、いじめ、虐待、貧困等による様々な困難を抱える子どももおり、子どもの権利が十分に保障されているとは言い難い状況にあります。

大人は、子どもをただ守られる存在としてではなく、社会の一員として尊重し、子どもが安心して健やかに成長できるようにする役割を担っています。

全ての大人は、子どもと子どもの権利について理解を深めるとともに、子どもの思い・考え・意見を聴き、真剣に受け止め、保護者、区民及び事業者等それぞれの立場で役割を積極的に果たすことを通じて、地域全体で子どもの権利の保障に取り組んでいく必要があります。

このような考えの下、子どもが、権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則(第1条～第3条)

条例の目的や用語の定義を定めるとともに、子どもの権利保障に関する基本理念を定めています。基本理念では、子どもの権利条約の一般原則を踏まえ、全ての子どもについて、差別的取扱いを受けることがないようにすること、意見を尊重すること、最善の利益を考慮すること及び健やかな成長が図られることを定めています。

第2章 子どもの権利の保障等(第4条・第5条)

子どもにとって大切な権利として、「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「育つ権利」「意見を聴かれる権利」「守られる権利」「個別の必要に応じて支援を受ける権利」の6つの権利を示しています。これらの権利は、第1章で定める基本理念を具体化したものであり、相互に関連しながら保障されるものです。また、暴力、虐待、いじめ等や不当な差別的取扱いの禁止について定めています。

第3章 区の責務及び保護者、子ども関係施設等、区民等の役割(第6条～第10条)

子どもの権利が保障される地域社会の実現に向けて、区が子どもの権利保障に関する施策を総合的に推進する責務を定めるとともに、保護者、子ども関係施設及びその職員、区民、事業者それぞれの役割を定めています。子どもの権利への理解を深め、子どもの意見を尊重しながら、地域全体で子どもの権利を保障していくこととしています。

第4章 子どもの権利の保障に関する施策等(第11条～第18条)

区が実施する施策について定めています。子どもの権利が日常生活の中で保障されるよう、施策を計画的に推進するとともに、その実施状況を検証し改善を図ることとしています。その上で、相談体制の整備や居場所の確保、意見表明・社会参画の機会の確保、子どもや保護者への支援、関係機関との連携など、区が取り組む施策を定めています。

第5章 杉並区子どもの権利救済委員(第19条～第25条)

子どもの権利の侵害からの速やかな救済を図るため、区長の附属機関として「杉並区子どもの権利救済委員」を設置しています。救済委員は、子どもの意見を尊重するとともに、子どもの最善の利益を尊重しながら、公正かつ中立の立場で相談や救済に取り組みます。

第6章 委任(第26条)

条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしています。施行規則では、救済の申立てや調査、要請等の手続や救済委員に関する事項など、条例の実施に必要な事項を定めています。

2 杉並区子どもの権利救済委員

救済委員は、条例に基づき、子どもの権利の侵害からの速やかな救済を図るために設置された区長の附属機関です。

(1) 位置付け

救済委員は、子どもの権利に関する相談や救済の申立て等に対し、公正かつ中立な立場で職務を行います。

その活動に当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが安心して自分の思いや考えを表明できるよう支えることを基本とします。

(2) 職務

救済委員は、子どもの権利に関する相談に応じ、必要な助言や支援を行います。

また、子どもの権利の侵害が疑われる場合には、必要に応じて調査、調整及び要請を行い、子どもの権利の侵害からの救済を図ります。さらに、子どもの権利の侵害を防ぐため、区長に意見を述べることができます。

このほか、子どもの権利に関する理解を広げるため、普及啓発活動にも取り組みます。

(3) 責務

救済委員は、職務を行うに当たり、子どもの意見を聴き、その意見を尊重することが求められます。

また、子どもの最善の利益につながるよう、関係機関等と必要な連携を図りながら対応します。なお、相談等で知り得た秘密は守ります。

(4) 関係機関等との協力

子どもの権利に関する相談や救済の対応では、家庭、子ども関係施設、関係機関等との連携が必要となる場合があります。

救済委員は、子どもの意見や状況を踏まえながら、必要に応じて関係機関等に協力を求め、子どもの最善の利益を考慮し、調整等を行います。

関係機関等との協力に当たっては、子どもの思い・考え・意見を尊重し、子どもが置き去りにならないよう留意します。

(5) 体制

子どもの権利相談・救済は、救済委員、相談員、事務局がそれぞれの役割を担う体制で行っています。

救済委員は、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱することとされています。令和 8(2026)年4月1日現在、救済委員は、3名です。

相談員は、救済委員を補佐し、相談の受付、支援、関係機関との連絡・調整、調査や普及啓発等を行います。

事務局は、救済委員の活動支援、相談窓口の管理運営、予算執行、関係機関との連絡調整、子どもの権利に関する普及啓発など、制度の円滑な運営に必要な業務を担います。

氏名(五十音順)	資格等	任期
杉山 雅宏	公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、学校心理士スーパーバイザー	令和 7(2025) 年 4月 ～ 令和 9(2027) 年 3月
谷川 由起子	社会福祉士、公認心理師、保育士	
成瀬 大輔	弁護士	

(6) 子どもの権利救済委員会議

救済委員の職務執行の方針、子どもの権利に関する普及啓発その他必要な事項を決定するため、子どもの権利救済委員会議を開催しています。

令和 7(2025) 年4月から8月までの会議では、同年9月の相談窓口開設に向け窓口の運営に必要な事項や周知方法、関係機関との連携のあり方等について協議しました。窓口開設後は、定期的に会議を開催し、特に対応が困難な相談については、会議終了後に救済委員の合議による検討(子どもの権利救済委員ケース会議)を行っています。

■子どもの権利救済委員会議の実績

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
回数	3	2	1	2	1	2	3	2	1	2	2	2	23

3 杉並区子どもの権利相談・救済窓口（愛称：なみすけの子ども相談室）

令和 7（2025）年9月1日に、子どもの権利相談・救済窓口を開設しました。

この窓口では、子どもが抱える悩みや困りごとについて相談を受け、子どもの思い・考え・意見を尊重しながら、子どもにとって最善の利益につながるよう、子どもと一緒に考え、解決に向けた支援を行います。また、必要に応じて関係機関との連絡・調整や調査等を行い、子どもの権利侵害からの救済を図ります。

（1）相談対象者

18歳未満の子どもを対象とします。

ただし、18歳で高等学校等に在学している場合や、その心身の状況、置かれている環境等を踏まえ、18歳未満の子どもに準ずると認められる場合も対象に含まれます。

また、子どもの権利に関することであれば、保護者や関係者などの大人も相談することができます。

（2）相談できる曜日・時間

月・水・金 … 午後 1 時～午後7時

土 … 午前 10 時～午後4時

※ 火・木・日・祝日及び年末年始は休みです。

（3）相談方法

子どもが相談したいと思ったときに利用できるよう、電話、メール、LINE、WEB フォーム、手紙・はがき、窓口など複数の相談手段を設けています。メール、LINE 及び WEB フォームによる相談は 24 時間送信可能としており、子どもの状況や希望に応じて相談方法を選択することができます。

また、相談窓口の存在を広く知ってもらうため、区公式ホームページへの掲載、区内全児童・生徒へリーフレットや手紙（子ども相談レター）の配布、子ども関係施設等へのポスター掲示や相談カードの配架のほか、区立小・中学校の 1 人1台専用タブレット端末（以下「学習用タブレット」という。）に相談フォームに接続するアイコンを配置しました。

① 電 話

0120-7373-34（フリーダイヤル）

② メール

KODOMO-SODAN@city.suginami.lg.jp

③ LINE

杉並区公式 LINE のメニューから、「杉並区子どもの権利 LINE 相談」につながります。

④ WEB フォーム

区公式ホームページ及びリーフレット等に記載した二次元コードからインターネット経由で「杉並区子どもの権利相談・救済窓口 相談フォーム」につながります。また、区立小・中学校で活用されている学習用タブレット上にも、相談フォームに接続するアイコンを配置しています。



⑤ 手紙・はがき

切手不要で投函できます。圧着式はがきのほか、区公式ホームページにはダウンロードして使用できる手紙様式を掲載しています。なお、専用様式以外でも相談ができます。

○相談方法について、
詳しくは、右記二次元コードよりご覧ください。



(4) 相談窓口所在地

相談窓口は、杉並区役所東棟3階に設置しています。JR 中央線及び東京メトロ丸ノ内線の駅から徒歩圏内であるほか、複数のバス路線が乗り入れており、利用しやすい場所にあります。アクセスは次のとおりです。

<交通アクセス>

- ・ JR 中央線「阿佐ヶ谷駅」(南口) 徒歩 7 分
- ・ 東京メトロ丸ノ内線「南阿佐ヶ谷駅」徒歩 1 分
- ・ 各バス「杉並区役所前」下車徒歩 1 分
 - 都営・京王バス(阿佐ヶ谷・渋谷間、渋 66)
 - 西武バス(阿佐ヶ谷・長久保間、荻 15)(阿佐ヶ谷・大泉学園駅南口、荻 15-2)
 - 関東バス(阿佐ヶ谷・白鷺 1 丁目間、阿 02)(荻窪・白鷺 1 丁目間、阿 05)
 - すぎ丸(阿佐ヶ谷・浜田山間、けやき路線)

(5) 相談窓口の愛称

「なみすけの子ども相談室」

子どもたちにとって親しみやすい相談窓口となるよう、相談窓口の愛称を、子どもたちからの応募や投票を経て決定しました。子ども自身が相談窓口づくりに関わる取組の一つとして実施したものです。愛称募集の経過や投票結果については、34・35 ページをご覧ください。

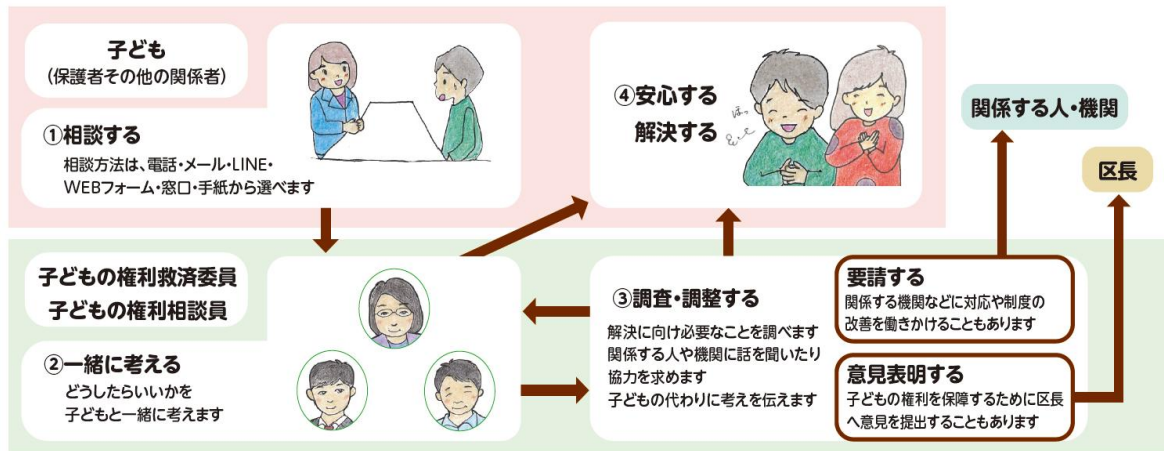
(6) 相談窓口の案内表示

手作りの案内表示や掲示物を設置し、窓口の周知及び利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。



(7) 相談の流れ

窓口で相談する際には、子どもの思い・考え・意見を尊重しながら委員や相談員と一緒に考え、必要に応じて調査や調整、要請等を行い、子どもの権利侵害からの救済を図ります。



4 初年度に整えた相談・救済の基盤

令和 7 (2025) 年度は、条例に基づく相談・救済の仕組みを整え、開始した初年度でした。

相談窓口の開設に当たっては、救済委員、相談員、事務局がそれぞれの役割を担い、子どもの権利に関する相談を受け止め、必要に応じて助言、支援、調査、調整等につなげる体制を整えました。

また、子どもが自分に合った方法で相談できるよう、電話、メール、LINE、WEB フォーム、手紙・はがき、窓口など複数の相談方法を用意するとともに、区立小・中学校で活用されている学習用タブレットからも相談につながる仕組みを整えました。

こうした相談・救済の基盤は、子どもの声を丁寧に受け止め、子どもにとってよりよい解決に向けた支援につなげるためのものです。あわせて、相談・救済活動を通じて見えてくる課題を、関係機関との連携や子どもの権利に関する理解促進につなげていくことにも意義があります。

次章以降では、こうした基盤のもとで行った令和 7 (2025) 年度の相談・救済活動や普及啓発活動の状況を整理します。

Ⅱ 令和 7(2025)年度の相談・活動状況

1 相談実績

2 申立て、調査活動、要請・意見の表明

3 事例紹介

※構成比は四捨五入により算出しているため、内訳の合計は 100%にならない場合があります。

Ⅱ 令和 7(2025)年度の相談・活動状況

令和 7(2025)年9月1日の子どもの権利相談・救済窓口の開設以降、令和 8(2026)年3月までの7か月間に、155 件の新規相談が寄せられました。そのうち、子どもからの相談は 121 件、大人からの相談は 34 件でした。

相談は、電話、メール、LINE、WEB フォーム、学習用タブレット、窓口、手紙・はがきと、様々な方法を通じて寄せられています。相談件数や相談方法、相談内容を整理することは、子どもがどのようなきっかけで相談につながったのか、また、子どもが安心して相談するためにどのような環境や関わりが必要かを考える手がかりとなります。

本章では、令和 7(2025)年度の相談実績、申立て・調査活動・要請・意見の表明の状況を報告します。あわせて、実際に寄せられた相談事例を通じて、子どもの声を丁寧に受け止め、子どもにとってよりよい解決と一緒に考える相談・救済活動の状況を紹介します。

Ⅰ 相談実績

(1) 相談の受付状況

令和 7(2025)年 9 月 1 日の相談窓口開設から令和 8(2026)年 3 月末までの 7 か月間に受け付けた相談は 155 件でした。相談者別では、子どもからの相談が 121 件(78%)、大人からの相談が 34 件(22%)でした。

集計対象の 155 件は、相談窓口開設初年度に寄せられたすべて新規の相談です。年度末時点の対応状況は、後述の「(10) 年度末時点の相談対応状況」で示します。

初回相談者別

子ども 121件(78%)

大人
34件(22%)

(2) 月別・初回相談者別の推移

相談件数は、相談窓口を開設した 9 月が最も多くなりました。また、1 月には相談件数の増加が見られました。窓口開設時に全児童・生徒へ子ども相談レター(はがき)を配布したことや、令和 7(2025)年 12 月末に学習用タブレットから相談できる環境を整備したことなどが、相談につながった要因の一つと考えられます。

単位：件

相談者 \ 月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
子ども	29	10	10	14	38	8	12	121
大人	14	5	4	6	1	2	2	34
合計	43	15	14	20	39	10	14	155

(3) 月別・初回相談方法別の相談件数

令和 7(2025) 年 9 月の「子どもの権利相談・救済窓口」の開設に先立ち、全児童・生徒に子ども相談レター（はがき）を配布したことから、開設当初は手紙・はがきによる相談が多く寄せられました。また、同年 12 月末に学習用タブレットへ「相談する」アイコンを配置したことにより、その後は学習用タブレットを使用した相談が増加しました。

単位：件

項目 月	電話	メール	LINE	WEB フォーム	学習用 タブレット	面接		手紙・ はがき	合計
						区役所	児童館等		
9月	11	1	4	4		0	0	23	43
10月	4	0	2	0		0	2	7	15
11月	3	0	6	4		0	0	1	14
12月	4	1	2	0	8	0	1	4	20
1月	1	0	1	4	30	0	0	3	39
2月	3	0	0	1	5	0	0	1	10
3月	1	0	2	3	8	0	0	0	14
合計	27	2	17	16	51	0	3	39	155

(4) 初回相談者別・相談方法別の相談件数

子どもからの相談では、「学習用タブレット」が最も多く 51 件 (42.1%) でした。

なお、件数は、令和 7(2025) 年 12 月末に学習用タブレット上へ相談フォームに接続するアイコンを配置して以降の 4 か月間 (令和 7(2025) 年 12 月～令和 8(2026) 年 3 月) の実績です。

大人 (保護者等) からの相談では「電話」が最も多く、20 件 (58.8%) でした。

単位：件

相談方法 相談者	電話	メール	LINE	WEB フォーム	学習用 タブレット	面接		手紙・ はがき	合計
						区役所	児童館		
子ども ↓ 所属	7 (5.8%)	0 (0.0%)	12 (9.9%)	12 (9.9%)	51 (42.1%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)	38 (31.4%)	121 (100%)
(内訳) 小学生	6	0	0	4	39	0	0	34	83
中学生	1	0	5	0	8	0	1	1	16
高校生	0	0	2	1	0	0	0	0	3
学年不明	0	0	5	7	4	0	0	3	19
大人 ↓ 相談対象者	20 (58.8%)	2 (5.9%)	5 (14.7%)	4 (11.8%)	0 (0.0%)	2 (5.9%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	34 (100%)
(内訳) 小学生	14	0	3	1	0	0	0	0	18
中学生	1	0	1	1	0	0	0	0	3
高校生	2	0	0	0	0	1	0	0	3
学年不明	3	2	1	2	0	1	0	1	10
合計	27 (17.4%)	2 (1.3%)	17 (11.0%)	16 (10.3%)	51 (32.9%)	2 (1.3%)	1 (0.6%)	39 (25.2%)	155 (100%)

(5)-1 月別・学年別（相談者が「小学生」）・初回相談方法別の相談件数

小学生からの相談では、「1月・学習用タブレットからの相談」が最も多く22件でした。これは、令和7（2025）年12月末に学習用タブレットに「相談する」アイコンを配置したことによる効果と考えられます。利用が多かった学年は、6年生（10件）と3年生（9件）でしたが、すべての学年で学習用タブレットからの相談がありました。

手紙・はがきからの相談が最も多かったのは9月（21件）で、すべての学年から相談がありました。これは、相談窓口が9月に開設されることに先立って、全区立小学校で子ども相談レター（はがき）を配付した効果によるものと考えられます。学習用タブレットに「相談する」アイコンが配置されると、はがきを使った相談は減少傾向となりました。

単位：件

相談方法 項目	電話	メール	LINE	WEB フォーム	学習用 タブレット	面接		手紙・ はがき	合計
						区役所	児童館等		
相談者が 「小学生」 である相談	6 (7.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (4.8%)	39 (47.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	34 (41.0%)	83 (100%)

（初回相談月別内訳）

9月	2	0	0	0	0	0	0	21	23
10月	0	0	0	0	0	0	0	6	6
11月	2	0	0	1	0	0	0	1	4
12月	1	0	0	0	8	0	0	3	12
1月	0	0	0	2	22	0	0	2	26
2月	1	0	0	0	5	0	0	1	7
3月	0	0	0	1	4	0	0	0	5

（相談者学年別内訳）

1年生	0	0	0	0	3	0	0	3	6
2年生	1	0	0	0	1	0	0	9	11
3年生	1	0	0	1	9	0	0	5	16
4年生	3	0	0	1	5	0	0	5	14
5年生	0	0	0	0	4	0	0	7	11
6年生	1	0	0	0	10	0	0	5	16
学年不明	0	0	0	2	7	0	0	0	9

(5) -2 月別・学年別（相談者が「中学生」）・初回相談方法別の相談件数

中学生からの相談方法も、小学生と同じく 1 月に学習用タブレットからの相談が最も多く 4 件でした。なお、すべての学年から相談がありました。

中学生からの相談件数は小学生と比較して少ない状況でした。その背景については、相談先の選択や相談行動の傾向なども含め、今後の状況を見ながら把握していく必要があります。

単位：件

相談方法 項目	電話	メール	LINE	WEB フォーム	学習用 タブレット	面接		手紙・ はがき	合計
						区役所	児童館等		
相談者が 「中学生」 である相談	1 (6.3%)	0 (0.0%)	5 (31.3%)	0 (0.0%)	8 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (6.3%)	1 (6.3%)	16 (100%)

(初回相談月別内訳)

9月	0	0	1	0	0	0	0	0	1
10月	1	0	0	0	0	0	1	0	2
11月	0	0	2	0	0	0	0	0	2
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	4	0	0	1	5
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	2	0	4	0	0	0	6

(相談者学年別内訳)

1年生	0	0	0	0	5	0	0	1	6
2年生	0	0	2	0	1	0	1	0	4
3年生	0	0	2	0	2	0	0	0	4
学年不明	1	0	1	0	0	0	0	0	2

(5)-3 学年別（相談者が「高校生」）・初回相談方法別の相談件数

高校生からの相談は 3 件でした。LINE による相談が 2 件と WEB フォームからの相談が 1 件あり、オンラインによる相談手段が選択されています。

件数が少ない背景については、今後の相談状況を見ながら把握していく必要があります。

単位：件

相談方法 項目	電話	メール	LINE	WEB フォーム	学習用 タブレット	面接		手紙・ はがき	合計
						区役所	児童館等		
高校生	0	0	2	1		0	0	0	3

【LINE】高 1・高 3：各 1、両方とも初回相談 9 月

【WEB フォーム】高 2：初回相談 10 月

(6) 大人からの相談における相談対象者(子ども)との関係

相談者が大人の場合における相談対象者(子ども)との関係では、「母親」が最も多く、「親(性別不明)」を合わせると、24件となり、全体の7割を占めます。

単位:件

母親	親 (性別不明)	学校	知人	関係機関	その他	計
21 (61.8%)	3 (8.8%)	2 (5.9%)	1 (2.9%)	1 (2.9%)	6 (17.6%)	34 (100%)

(7) 相談者別及び相談対象者の所属学校別(区立・区立以外)の相談件数

相談者及び相談対象者の所属する学校種別については、区立学校に所属する子どもからの相談が 98 件(63.2%)でした。一方で、区立以外の学校に所属する子どもからの相談は9件(5.8%)でした。所属学校が不明の相談が 48 件(31.0%)ありましたが、子ども自身の所属を明かさなくても相談できる仕組みであることも、その一因と考えられます。

単位:件

項目 相談者	区立/ 区立以外	保育園 幼稚園	小学校	中学校	高校	学年不明	合計
子ども	区立	0	70	9	0	1	80 (51.6%)
	区立以外	0	2	2	2	0	6 (3.9%)
	所属学校不明	0	11	5	1	18	35 (22.6%)
大人	区立	0	16	1	1	0	18 (11.6%)
	区立以外	0	0	1	1	1	3 (1.9%)
	所属学校不明	0	3	1	1	8	13 (8.4%)
合計	区立	0	86	10	1	1	98 (63.2%)
	区立以外	0	2	3	3	1	9 (5.8%)
	所属学校不明	0	14	6	2	26	48 (31.0%)

(8) 初回相談者及び相談対象者の性別

子どもからの相談のうち、女性からの相談が54件あり、男性からの相談は21件でした。女性からの相談が男性からの相談より多い傾向にあります。

また、大人からの相談のうち、相談対象者(子ども)が男性の場合が12件あり、女性の場合が11件でした。子ども・大人共に、その他(不明含む)の相談が合計57件ありました。これは、性別を明かさなくても相談できる仕組みであることも、その一因と考えられます。

単位:件

相談者	相談者自身及び相談対象者			合計
	女性	男性	その他(不明含む)	
子ども	54 (44.6%)	21 (17.4%)	46 (38.0%)	121 (100%)
大人	11 (32.4%)	12 (35.3%)	11 (32.4%)	34 (100%)
合計	65 (41.9%)	33 (21.3%)	57 (36.8%)	155 (100%)

(9)-1 相談者別 相談内容大分類別の相談件数

相談内容については、子ども・大人共に、「学校」に関する相談が最多となりました（子ども：55件、45.5%、大人：19件、55.9%）。

子どもからの相談で二番目に多かったのは、「自分自身に関する相談」でした（35件、28.9%）。

単位：件

+

相談内容大分類 初回相談者	学校	学校外	家庭・家族	自分自身	その他・対象外	合計
子ども ↓所属	55 (45.5%)	2 (1.7%)	21 (17.4%)	35 (28.9%)	8 (6.6%)	121 (100%)
(内訳) 小学生	40	2	15	21	5	83
中学生	7	0	3	6	0	16
高校生	1	0	2	0	0	3
学年不明	7	0	1	8	3	19
大人 ↓相談対象者	20 (58.8%)	2 (5.9%)	1 (2.9%)	3 (8.8%)	8 (23.5%)	34 (100%)
(内訳) 小学生	14	2	0	1	1	18
中学生	3	0	0	0	0	3
高校生	2	0	0	1	0	3
学年不明	1	0	1	1	7	10
合計	75 (48.4%)	4 (2.6%)	22 (14.2%)	38 (24.5%)	16 (10.3%)	155 (100%)

(9)-2 相談内容別・初回相談者別 相談件数

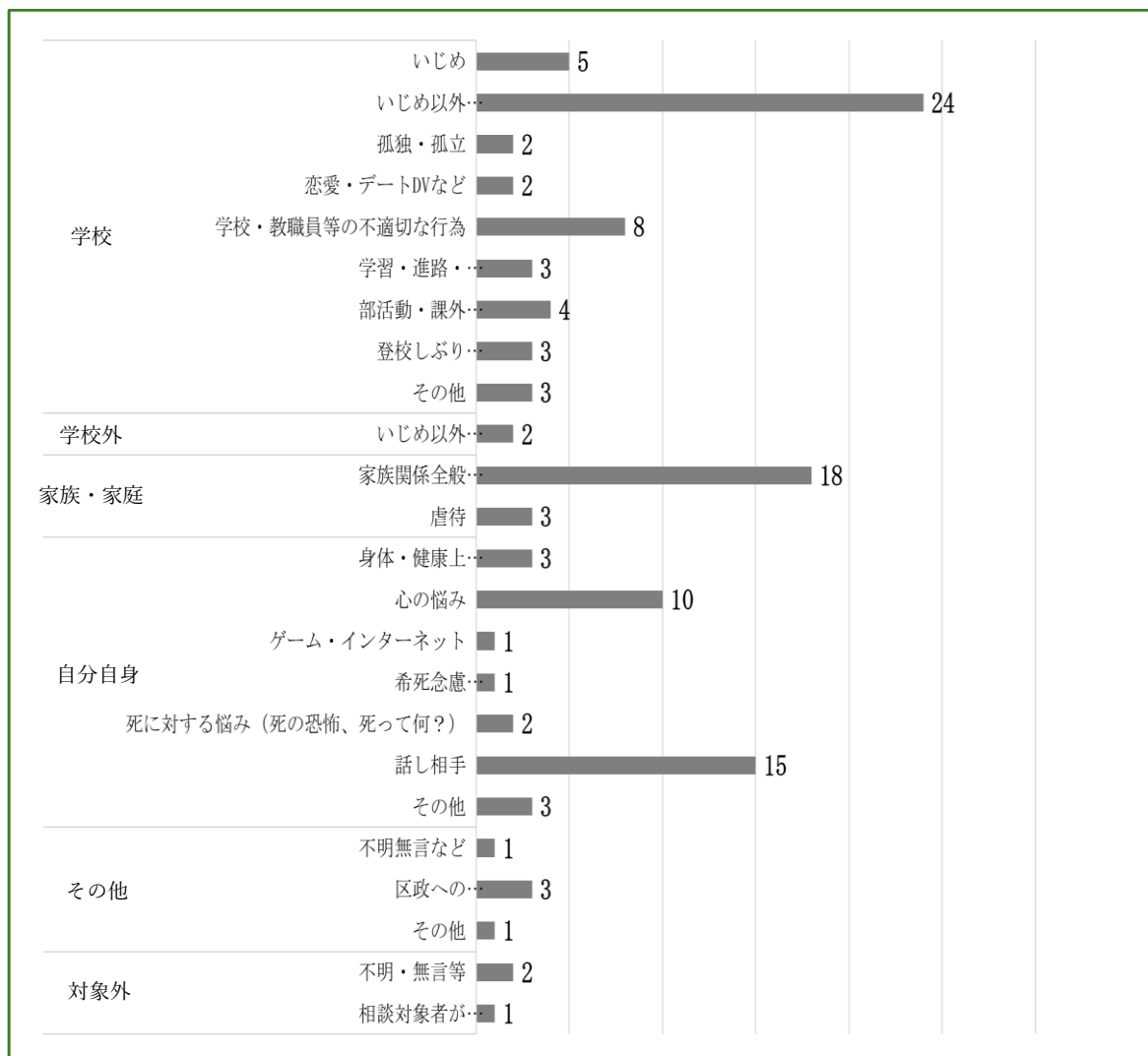
子どもからの相談で多かったのは、「いじめ以外の人間関係」(24件、19.8%)、「家族関係全般の悩み」(18件、14.9%)、「話し相手が欲しい」(15件、12.4%)でした。

大人からの相談で多かったのは、「教職員の不適切な行為」(11件、32.4%)、「いじめ」(5件、14.7%)、「区政への要望」(4件、11.8%)でした。

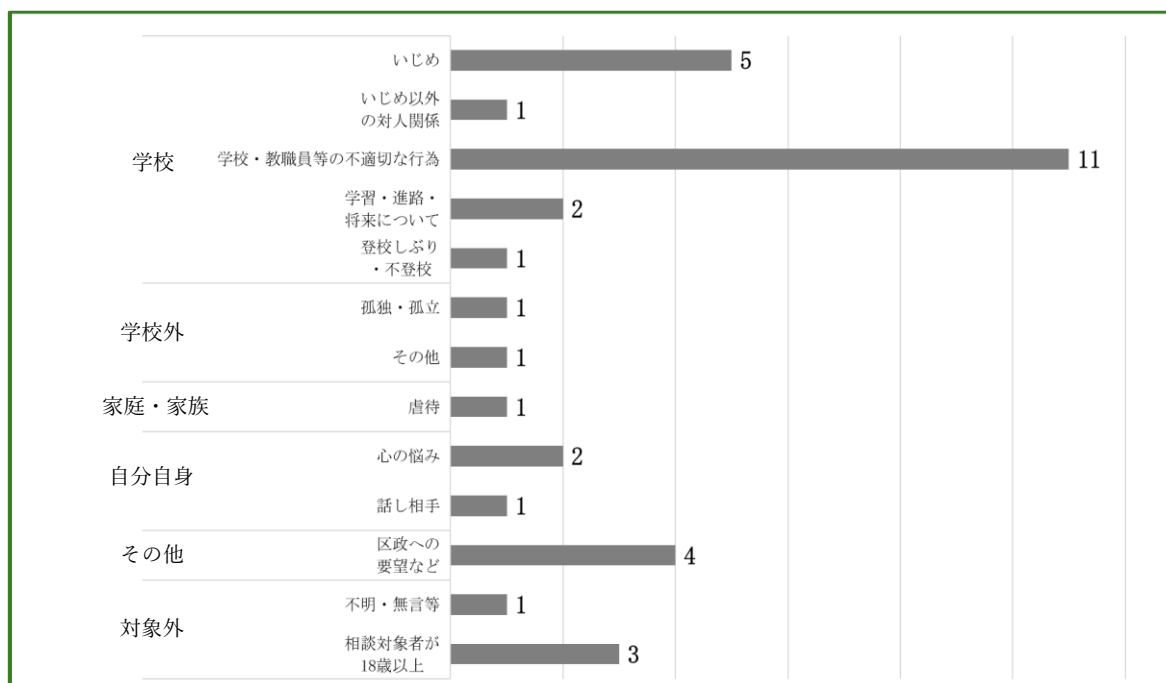
単位:件

大分類	主訴	初回相談者		
		子ども	大人	合計
学 校	いじめ	5 (4.1%)	5 (14.7%)	10 (6.5%)
	いじめ以外の人間関係	24 (19.8%)	1 (2.9%)	25 (16.1%)
	孤独・孤立	2 (1.7%)	0 (0%)	2 (1.3%)
	恋愛・デートDV	2 (1.7%)	0 (0%)	2 (1.3%)
	教職員の不適切な行為	8 (6.6%)	11 (32.4%)	19 (12.3%)
	学習・進路・将来	3 (2.5%)	2 (5.9%)	5 (3.2%)
	部活動・課外活動	4 (3.3%)	0 (0%)	4 (2.6%)
	登校しぶり・不登校	3 (2.5%)	1 (2.9%)	4 (2.6%)
	その他	4 (3.3%)	0 (0%)	4 (2.6%)
	小計	55 (45.5%)	20 (58.8%)	75 (48.4%)
学 校 外	いじめ以外の対人関係	2 (1.7%)	0 (0%)	2 (1.3%)
	孤独・孤立	0 (0%)	1 (2.9%)	1 (0.6%)
	その他	0 (0%)	1 (2.9%)	1 (0.6%)
	小計	2 (1.7%)	2 (5.9%)	4 (2.6%)
家 庭 家 族	家族関係全般の悩み	18 (14.9%)	0 (0%)	18 (11.6%)
	虐待	3 (2.5%)	1 (2.9%)	4 (2.6%)
	小計	21 (17.4%)	1 (2.9%)	22 (14.2%)
自 分 自 身	身体・健康上の悩み	3 (2.5%)	0 (0%)	3 (1.9%)
	心の悩み	10 (8.3%)	2 (5.9%)	12 (7.7%)
	ゲーム・インターネット	1 (0.8%)	0 (0%)	1 (0.6%)
	希死念慮・自殺企図	1 (0.8%)	0 (0%)	1 (0.6%)
	死に対する悩み・恐怖	2 (1.7%)	0 (0%)	2 (1.3%)
	話し相手が欲しい	15 (12.4%)	1 (2.9%)	16 (10.3%)
	その他	3 (2.5%)	0 (0%)	3 (1.9%)
	小計	35 (28.9%)	3 (8.8%)	38 (24.5%)
そ の 他 ・ 対 象 外	不明・無言	3 (2.5%)	1 (2.9%)	4 (2.6%)
	区政への要望	3 (2.5%)	4 (11.8%)	7 (4.5%)
	相談対象者が18歳以上	1 (0.8%)	3 (8.8%)	4 (2.6%)
	その他	1 (0.8%)	0 (0%)	1 (0.6%)
	小計	8 (6.6%)	8 (23.5%)	16 (10.3%)
合計		121 (100%)	34 (100%)	155 (100%)

(9)-3 相談内容別・初回相談者(子ども)相談件数のグラフ



(9)-4 相談内容別・初回相談者(大人)相談件数のグラフ



(10) 年度末時点の相談対応状況

集計対象の155件は、相談窓口開設初年度に寄せられたすべて新規の相談です。このうち、年度内に終結した相談は18件(12%)であり、年度末時点で継続対応中の相談は137件(88%)でした。

区 分	件数	割合
年度内に終結した相談	18 件	12%
年度末時点で継続対応中の相談	137 件	88%
合 計	155 件	100%

※継続対応中の相談には、状況確認、助言、支援、関係機関との調整、見守り等を行っている相談が含まれます。相談の終結は、子どもの状況、相談者の意向、対応経過等を踏まえ、子どもの権利救済委員会議等において総合的に判断しています。

(11) 子どもの権利救済委員・子どもの権利相談員の月別・対象者別 活動回数

救済委員及び相談員の活動回数は、子どもへの関わりが279件、大人への対応が167件、合計446件でした。

また、相談に対応するための関係機関への連絡等は82件、啓発活動等は93件でした。これらの活動を通じて、相談者の状況に応じた助言、支援、調整、見守り等を行いました。

単位：件

内容 月	相談活動回数			関係機関 連絡等	啓発活動等	合計
	子ども	大人	小計			
9月	73	28	101	5	7	113
10月	45	16	61	10	12	83
11月	28	24	52	3	18	73
12月	24	35	59	13	8	80
1月	48	27	75	28	11	114
2月	34	27	61	18	26	105
3月	27	10	37	5	11	53
合計	279	167	446	82	93	621

2 申立て、調査活動、要請・意見の表明

条例第22条に基づく、申立て及び申立てに基づく調査活動、要請・意見の表明はありませんでした。

3 事例紹介

子どもの権利相談・救済窓口寄せられた相談事例を3つ紹介します。

※プライバシー保護のため、内容等一部変更しております。

【事例紹介①】

保護者の離婚問題が続く中での通学に関する相談

【相談者】

区立中学校に通う生徒の家族

事例の概要

保護者の離婚問題が続く中で、生徒本人は徐々に学校を休みがちになり、「消えてしまいたい」と話すようになっていました。しかし、家庭内では、「気持ちが弱い」「甘えてはいけない」「学校には気合で行かせるべきだ」といった声もあり、生徒本人の気持ちよりも、「早く学校に戻すこと」が優先されている状況、という相談がありました。

救済委員は、まず家族から丁寧に話を聴き取るとともに、生徒本人とも面談を行いました。生徒は、「誰も本当の気持ちを分かろうとしてくれない」「頑張れと言われるほど苦しくなる」と話していました。

そこで救済委員は、家族に対して、「学校へ行かせること」だけを目標にするのではなく、まずは子どもが安心して気持ちを表現できる環境を整えることの重要性を伝えました。また、「正しいことを教える」だけでなく、「まずは子どもの苦しさを受け止め、見守ること」も、大人の大切な役割であることを共有しました。

その後、家庭内でも「まず話を聴く」姿勢が少しずつ意識されるようになり、生徒は徐々に安心した表情を見せるようになりました。すぐに問題が解決したわけではありませんが、子どもの権利を守るためには、子ども本人への支援だけでなく、周囲の大人の関わり方を見つめ直していくことも大切であると感じた事例でした。

【事例紹介②】

子どもたちの日常生活の中の「こまりごと」「なやみごと」への対応

【相談者】

子ども（主に小学生）

事例の概要

子どもからは、日常生活の中で「どうしたらうまくいくなだろうなあ」と思っているような、つぶやきにも似た相談が寄せられることがあります。

- ・勉強と遊びのバランスはどうやったらうまく取れるのか。
- ・勉強する気がおきない時はどうしたらよいのか。
- ・男子の遊びに入りたいけど、勇気が出ない。
- ・授業がつまらなくて退屈してしまう。

等、相談を受ける大人の側も答えに困ってしまうような悩みです。

このような相談が相談はがきや学習用端末等から寄せられた時も、子どもの権利救済委員は子どもたちに会いに行き話を聞きます。

LINE・電話・メール以外の方法（はがき、学習用端末、区ホームページ等）で入った相談には、こちらから直接お返事する方法がなく、手紙を子どもが指定した場所宛に送ります。学校や自宅が指定されることが多いですが、時には児童館や放課後の居場所が指定されることもあります。手紙には、子どもからのお返事用のはがきを同封します。

メールや SNS での電子的・即時的やりとりが主流な社会で、このようなゆったりした連絡は新鮮である一方で、会ってお話を聞く日時・場所が約束できるまでかなりの日数を要します。

子どもたちの多くは「こうしたらいんじゃない？」という簡単な答えを求めてはいないと思います。子どもと話をしながら、子ども自身が答えを見出していくことを見守ります。子ども自身が「こうしてみよう」と、対処方法を見つけられるケースもあれば、話の流れから身近な大人に相談してみることで、「〇〇先生にここに来てもらって、一緒にお話ししてみよう」と呼びに行ったこともありました。

直接会う約束まで時間がかかってしまい、お話を聞く頃には「なんだっけ？」「ああ、そんなこと相談したいって書いたかも」「もう解決しちゃった」となっていることもありました。しかし、「相談したらちゃんと受け取られるんだ」と子どもが思える体験につながることは、相談内容と同じくらい、大切なことだと思います。「相談してみようと思ってくれてありがとね」「お話を聞きに来るまで時間がかかってごめんね」「この間に解決できたのは、あなた自身の力だね」と話しながら、子どもとの出会いに感謝しつつ、「また何かあったら連絡してね」と伝えています。

【事例紹介③】

学校でのいじめに対する学校の対応

【相談者】

子どもの親

事例の概要

最初は子どもの親から相談がありました。どのように寄り添うべきか救済委員間で話し合い、救済委員から親子での来所相談を提案しました。

後日、救済委員が親子と区役所で面談し、子ども自身が学校に対する不信感を抱いていることや、学校に求めることを確認しました。

これを受けて救済委員は、当該学校を訪問し、校長・副校長と面談をしました。その際に、救済委員から子どもと親の思いを伝え、学校の考えや認識についても確認しました。双方の認識や思いにズレがあることを確認して整理を行い、子どもの思いを踏まえて学校側ができる配慮を依頼するなど、調整活動を行いました。

救済委員は合計2回、学校を訪問して学校側との面談を実施し、その都度、親を通じて子どもにも対応結果を伝えるなどしました。

その後、子どもがある程度落ち着いて学校に通えていることを、保護者や学校を通じて確認するとともに、再相談の可能性を踏まえて経過観察を続けました。

Ⅲ 子どもの権利を地域に広げるための普及啓発活動

1 子どもに届く相談窓口にするための周知

- (1) 相談窓口開設前の周知イベント
- (2) 子ども関係施設等を通じた相談方法の周知

2 啓発物を通じて相談方法と子どもの権利を届ける取組

- (1) 全児童・生徒及び区立施設等への制作物配布
- (2) 啓発物品・印刷物・通信の紹介

3 子どもの権利への理解を深める講座・研修

4 地域の中で出会い、知ってもらうイベント型啓発

- (1) すきなみフェスタ 2025 への出展
- (2) 来場者アンケートから見えた認知状況

5 子ども参加による親しみやすい窓口づくり

- (1) 愛称募集の実施
- (2) 子どもによる投票と愛称の決定

6 関係機関・他自治体との学び合いと連携

- (1) 関係機関との情報交換・研修参加
- (2) 視察受け入れ

7 普及啓発活動を通じて見えてきたこと

Ⅲ 子どもの権利を地域に広げるための普及啓発活動

本章では、子どもが相談先を知り、必要なときに相談につなげることができるよう、相談窓口の周知と、子どもの権利に関する理解促進のために実施した普及啓発活動について報告します。

相談方法の周知、啓発物を通じた情報発信、講座・研修、イベント型啓発、子ども参加による窓口づくりなど、令和7(2025)年度の主な取組を紹介し、活動から見えてきたことを整理します。

Ⅰ 子どもに届く相談窓口にするための周知

(1) 相談窓口開設前の周知イベント

条例の施行及び「子どもの権利相談・救済窓口」の令和7(2025)年9月1日の開設に先立ち、子どもをはじめとする区民等に周知するためにイベントを実施しました。

① メッセージ送信チャレンジ

令和7(2025)年7月15日から8月31日までの期間、電話、メール、LINE及びWEBフォームによる相談方法の周知を目的として、参加者が好きな手段でメッセージを送信する取組を実施しました。参加者には「子どもの権利なみすけステッカー」(31ページ参照)を配布しました。

② 区役所ロビーでの相談窓口開設前イベント

〔日時〕令和7(2025)年8月22日(金)・25日(月) 午前10時～午後4時

〔場所〕杉並区役所 1階ロビー・東棟3階5番窓口

〔内容〕クイズ及びスタンプラリー

区役所ロビーでは、相談窓口や条例に関する簡単なクイズ及びスタンプラリーを実施し、相談窓口の利用方法や条例の内容について楽しく学ぶ機会を設けました。参加者には、記念品としてコースター又はキーホルダー(各50個)を配布しました。

・子どもの権利ツリーを彩ろう!

条例に定める6つの権利について関心を深めてもらうため、参加者が大切だと思う権利を選び、その権利と同じ色のスタンプを押して「子どもの権利ツリー」を彩る取組を実施しました(25ページ「■区役所ロビーでの相談窓口開設前イベント」参照)。

〔参加人数〕

単位:人

実施日 \ 項目	展示	クイズ	アンケート
22日	132	55	44
25日	120	45	32
合計	252	100	76

▼「子どもの権利相談・救済窓口」周知用チラシ

令和7年9月1日スタート／
杉並区子どもの権利相談・救済窓口

スタート前に
いろんな方法で
メッセージを
送ってみよう！

プレゼント
もあるよ！
(数量限定)

【メッセージ送信チャレンジ前編】
令和7年7月15日(火)～8月31日(日)

メッセージ送信チャレンジ前編に「あなたが好きな言葉」を裏面に書いてあるのを送ってね。「あいことば」を教えるよ。8月22日に区に届くまで「あいことば」を送ってくれたら、プレゼントがあるよ！(数量限定)

【プレゼント受け取りの前編】 令和7年8月22日(金)～12月26日(金)
月～金 9時～17時 ※11月・12月は年末年始
【プレゼント受け取りの後編】 杉並区子どもの権利相談・救済窓口
杉並区役所南1-15-14品川区役所3階

杉並区子ども家庭部管理課子どもの権利推進担当

気になることがある時、
誰かに話したい時、モヤモヤする時、
子どもが笑顔に相談ができる場所です。

【令和7年9月1日開始】
杉並区子どもの権利相談・救済窓口
杉並区役所南1-15-14品川区役所3階

■相談日時：
月・火・金 13時～19時 (17時以降は予約のみ)
土 10時～16時 (受付終了)
※水・木・日・年末年始・祭日はお休みです。

LINE メール WEB 電話 窓口

令和7年9月1日から「杉並区子ども
の権利相談・救済窓口」で相談が
できるようになります。スタート前に
いろんな方法を使ってメッセージを送
ってみよう！(誰でも参加可)

【WEB】
[NPOフォーム]で
WEBフォームの相談内容に
「あなたが好きな言葉」を
入力して送ってね。
届いた時点で返信メールでお返事
するので待ってね。

【LINE】
[LINE]で
杉並区を宛先に追加して
新追加した友達に、相談
内容に「あなたが好きな
言葉」を入力して送って
ね。LINEに返信がある
まで待ってね。

【電話】
[電話]で
自動応答メッセージが
こえるので、「あいこと
ば」をメモしてね。
フリーダイヤル なみみ みんなし
0120-7373-34

【メール】
[メール]で
件名に「イベント」、本文に
「あなたが好きな言葉」を
入力して送ってね。返信が
返ってくるまで待ってね。

【窓口】
[窓口]で
杉並区子どもの権利相談・
救済窓口の職員に「あなた
が好きな言葉」を送ってね。

KODOMO-SODAN
@city.suginami.jp

杉並区役所 東棟3階
子ども政策担当内

おしらせ
杉並区子どもの権利相談・救済窓口 開始前イベント
開催日：8月22日(金)・25日(月)
時：10時～16時
場：杉並区役所1階ロビー(お礼品やクイズなど)

杉並区では、すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるま
を旨として、「杉並区子どもの権利に関する条例」を制定しました。

■区役所ロビーでの相談窓口開設前イベント



(2) 子ども関係施設等を通じた相談方法の周知

令和 7(2025) 年 9 月の相談窓口開設に際し、相談方法を周知するため、子ども関係施設に①・②を配布したほか、③を全児童・生徒及び教員に配布しました。

- ①「子どもの権利相談・救済窓口」ポスター
- ②「子どもの権利相談・救済窓口」紹介カード・カードスタンド
- ③子ども相談レター（はがき）

▼①「子どもの権利相談・救済窓口」ポスター

気軽に連絡してね!

杉並区 子どもの権利相談・救済窓口

相談方法 (お金はかかりません)

- 電話
- メール
- LINE
- WEB フォーム
- 窓口
- 手紙

相談できる曜日・時間

月・水・金 13時～19時
土 10時～16時

※火・木・日・祝日・年末年始はお休みです。

フリーダイヤル 0120-7373-34

子どもの権利救済委員

私たちがみんなの話をきいて、どうしたらいいか一緒に考えるよ!

みなさんのこころの声を、丁寧に聴かせていただきます。

杉山 雅宏 委員
公認心理師・臨床心理士
精神科医

杉並区の人々とともにできる日を大切にしています。

谷川 由紀子 委員
社会福祉士
公認心理師

ひとりひとりが大切な存在です。みんなの声をきかせてください。

成瀬 大輔 委員
弁護士

杉並区子ども家庭部管理課 子どもの権利推進担当

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所東棟3階 TEL: 03-3312-2111(内線1804)

▼②「子どもの権利相談・救済窓口」紹介カード

気軽に連絡してね!

どうしたらいいか一緒に考えるよ。

話をきいてほしいな

なんだかもやもやする

気になることがある

- 上手く伝えられなくても大丈夫だよ。
- 秘密は守るよ。
- お金はからないよ。

杉並区 子どもの権利相談・救済窓口

(杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所東棟3階 子どもの権利推進担当)

電話・メール・LINE・WEBフォーム・窓口・手紙
いろんな方法で相談できるよ。

フリーダイヤル 0120-7373-34

相談できる曜日・時間

月・水・金 13時～19時
土 10時～16時

※火・木・日・祝日・年末年始はお休み

詳しくはこちら

▼②「子どもの権利相談・救済窓口」紹介カード・カードスタンド



▼③子ども相談レター（はがき）

子どもの権利相談・救済窓口

「杉並区子ども相談レター」以外にも、電話、メール、LINE、WEBフォーム、窓口、手紙で連絡ができるよ。

好きな方法を選んであなたの声をきかせてね。

相談できる曜日・時間

月・水・金 13時～19時
土 10時～16時

※火・木・日・祝日・年末年始はお休みです。

フリーダイヤル 0120-7373-34

メール KODOMO-SODAN@city.suginami.lg.jp

LINE  **WEBフォーム** 

手紙窓口 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
杉並区役所 東棟3階 子ども政策担当内
子どもの権利相談・救済窓口 あて

郵便はがき

料金受取人払郵便

166-8701

杉並局承認 9616

杉並区阿佐谷南1-15-1
杉並区役所東棟3階

子どもの権利相談・救済窓口 行
(子ども家庭部管理課子どもの権利推進担当)

はがきの出し方

- ①お話ししたいことを書いてね。
- ②シールをはがして、書いたところが隠れるように貼ってね。
- ③「キリトリ」の点線で切り取ってポストに入れてね。切手を貼らなくていいよ。

★うまく伝えられなくても大丈夫だよ。
★秘密は守るよ。
★お金はかからないよ。

なんでもお話ししてね

気になることがあるとき、もやもやしているとき、誰かに話をきいてほしいとき、連絡してみよう。

お父さんとお母さんに話したけど、なんかもやもやするな... 先生には言いたくないけど、相談したいな... ちゃんと話をきいてほしい... 友達とけんかしちゃった... 誰かと言われて、仲直りはしづらかった...

子どもの権利相談・救済窓口

お話ししたいことを書いてね。

この面を折って貼ってね。

切ってポストに入れよう！

こまったこと、相談したいこと、うれしかったことなど、お話ししたいことをなんでも書いてね。

★秘密は守るよ。
★早くお返事が欲しいときは、電話で相談してね。

【どの方法でお返事が欲しいですか？】○をつけてね。

☐ 手紙 (受け取りたい場所にもつけてね)
A 自宅 (すんでいる場所) B 学校
C 希望する場所 ()

☐ 電話 ☐ 返事はいらない

お返事が欲しい人は必ず書いてね。個人情報保護は、相談以外に送らないでね。

氏名 (ふりがな)		室 前
住所 (すんでいる場所)		
電話番号		

杉並区子ども相談レター

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在です。子どもの権利は、何かと引き換えに保障されるものではありません。困ったことや相談したいこと、なんでも話したいことを書いて送ってください。

杉並区子どもの権利救済委員ってなに？

気になることがあるとき、もやもやしているとき、誰かに話をきいてほしいとき、あなたの話をじっくりきいて、どうしたらいいか一緒に考えます。



杉山 健治 委員 谷川 由紀子 委員 成瀬 大輔 委員

2 啓発物を通じて相談方法と子どもの権利を届ける取組

(1) 全児童・生徒及び区立施設等への制作物配布

令和7(2025)年11月に、区内の学校(区立、私立、都立含めすべての小・中・高等学校(特別支援学校含む。))の全児童・生徒に①～③を、区立施設等(保育園、児童館、学童クラブ等)に、②③を配布しました。②のやさしいことば版は小学校・特別支援学校の児童・生徒に、②の通常版は中学校・高等学校の生徒・教員等に配布し、周知を行いました。

- ①クリアファイル
- ②リーフレット(やさしいことば版・通常版)
- ③三つ折りリーフレット

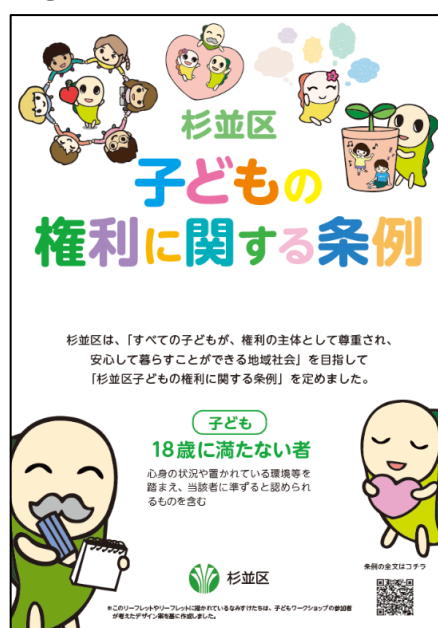
▼①クリアファイル



▼②リーフレット(やさしいことば版)



▼②リーフレット(通常版)



▼③三つ折りリーフレット(表面)

子どもの権利とは?

子どもの権利とは、子どもが健やかに成長するために欠かせない基本的な権利で、すべての子どもが生まれながらに持っているものです。
「杉並区子どもの権利に関する条例」では、以下の基本理念を定めたうえで、6つの権利を子どもにとって大切な権利として示しました。

■基本理念 全ての子どもについて

- 差別別的取扱いを受けないようにすること
- 意見を尊重すること
- 最善の利益を考慮すること
- 健全な成長が促されること

■6つの大切な権利

- 安心して生きる権利
- 自分らしく生きる権利
- 育つ権利
- 意見を聴かれる権利
- 守られる権利
- 個々の必要に応じて支援を受ける権利

杉並区子どもの権利に関する条例について詳しくはこちら

相談できる曜日・時間

月・水・金 13時から19時まで
土 10時から16時まで
※火・木・日・祝日、年末年始はお休みです。

相談方法

以下の中から、相談しやすい方法で連絡してください。

※メール、LINE、WEBフォームはいつでも送信できますが、返信は時差があり、お返事がメッセージを添えてからになります。

フリーダイヤル 0120-7373-34
メール KODOMO-SODAN @city.suginami.lg.jp
LINE WEB
窓口 166-8570
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所東棟3階 子ども政策担当内
杉並区子ども家庭部子ども政策担当課
令和7年9月発行

子どもの権利を守るために、子どもと一緒に考える

子どもの権利 相談・救済窓口

お気軽に連絡してね!

フリーダイヤル 0120-7373-34
電話以外にも、メール、LINE、WEBフォーム、窓口、手紙、でも相談できます

▼③三つ折りリーフレット(裏面)

子どもの権利 救済委員

「杉並区子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもの権利を保障するために、設置されました。

気になることがあるとき、もやもやしているとき、誰かに話を聞いてほしいとき、子どもの話をじっくり聞いて、子どもにとって最も良い解決方法を一緒に考えます。



杉山 雅宏
こうじんろうし
公証人
杉山 雅宏
こうじんろうし
公証人



谷川 由起子
しやかいふくし
社会福祉士
谷川 由起子
しやかいふくし
社会福祉士



成瀬 大輔
けんご
弁護士
成瀬 大輔
けんご
弁護士

子どもの権利救済委員会について詳しくはこちら

どんなときに相談できるの?

お父さんとお母さんに怒られたけど、なんかもやもやするな〜
ちょっと話をきいてほしい
先生には悪いんだけど相談したいな〜
友達とケンカしちゃった…
いやなことを言われて仲間はずれにされた

どんなことでも安心して相談することができます。

- ・うまく伝えられなくても大丈夫です
- ・秘密は守ります
- ・お金はかかりません

誰が相談できるの?

子ども(18歳に満たない者※)
※その心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、当事者に準ずると認められる者を含む。

子どもの権利を守るためには、大人も相談できます。

相談の流れは?

①相談する
相談方法は、電話・メール・LINE・WEBフォーム・窓口手紙から選べます

④安心する
解決する

②一緒に考える
どうしたらいいかを子どもと一緒に考えます

③調査・調整する
解決に向けた必要なことを調べます
関係する人や機関に話を聞いたたり
努力を要します
子どもの代わりに考えを伝えます

要請する
関係する機関などに対応や制度の改善を働きかけることとなります

意見表明する
子どもの権利を保障するために区長へ意見を提出することもあります

関係する人・機関 区長

(2) 啓発物品・印刷物・通信の紹介

① なみなみみんなよし通信の発行

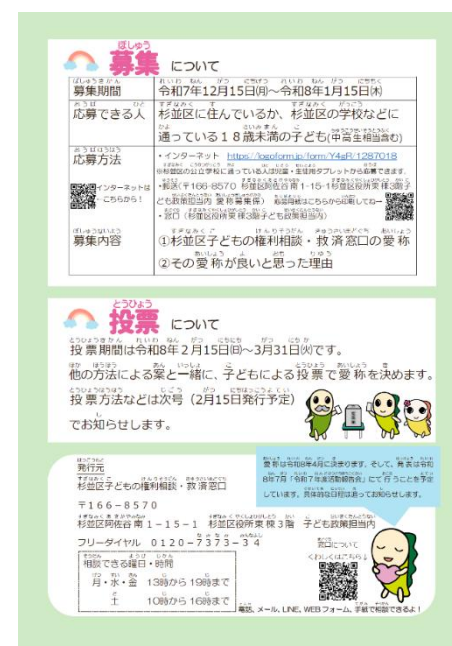
相談窓口の活動内容などを紹介する「なみなみみんなよし通信」を定期的に発行し、窓口での配布のほか、区立小・中学校で活用されている学習用タブレットへの配信も行いました。

- 創刊号 … 令和7年10月1日発行
 2号 … 令和7年12月15日発行
 3号 … 令和8年2月15日発行

▼ 創刊号



▼ 2号



▼3号



②随時配布

子どもの権利を周知するための子どもの権利なみすけステッカーや不織布バッグを作成し、すぎなみフェスタ 2025 等のイベント等で配布しました。

▼子どもの権利なみすけステッカー



▼不織布バッグ



3 子どもの権利への理解を深める講座・研修

子ども関係施設をはじめ、子ども等の支援に関わる様々な機関等からの依頼を受け、子どもの権利の理解促進及び相談窓口の周知を図るため、救済委員による講座や研修を実施しました。年間で延べ17回実施し、627人の参加がありました。なお、下表以外に、子どもワークショップでも、講師として子どもの権利の啓発活動(計7回)を行っています。

単位:人

日程	研修・啓発活動名	参加人数
5月 29日	児童青少年課職員研修	87
7月 8日	主幹教諭任用時研修	29
7月 17日	青少年委員 委員研修	34
9月 6日	高井戸第四小学校道徳公開授業	35
10月 23日	管理職(校長・副校長)研修	80
11月 27日	松ノ木中学校区 地域教育連絡協議会	30
11月 27日	富士見丘中学校区 地域教育連絡協議会	26
12月 6日	杉並第七小学校 道徳授業地区公開講座	67
12月 18日	荻窪中学校区 地域教育連絡協議会	36
1月 16日	ひととき保育等運営事業者研修	12
1月 27日	ひととき保育等運営事業者研修	18
2月 13日	子ども・子育てプラザ下井草 乳幼児親子向け研修	38
2月 19日	東田中学校区 地域教育連絡協議会	9
2月 27日	高井戸中学校区 地域教育連絡協議会	29
3月 7日	富士見丘中学校 卒業記念講演	69
3月 13日	産後ケア事業者研修	16
3月 17日	子どもの貧困に関する職員研修	12
合計		627

4 地域の中で出会い、知ってもらうイベント型啓発

(1) すぎなみフェスタ 2025 への出展

条例及び相談窓口について、子どもをはじめとする区民等に周知するため、杉並区立桃井原っぱ公園で開催された「すぎなみフェスタ 2025」に出展しました。

ブースでは、条例や相談窓口に関するパネル展示を行うとともに、その内容に関するクイズを実施し、楽しみながら子どもの権利への理解を深めてもらいました。クイズの正解者には、条例の6つの子どもの権利や救済委員にちなんだ缶バッジが入ったカプセルトイを回してもらい、希望者には風船を配布しました。

〔日 時〕令和 7(2025)年11月 9 日 10時～15時

〔出展名〕「子どもの権利相談・救済窓口ってなあ～に？」

〔内 容〕「子どもの権利」及び「杉並区子どもの権利相談・救済窓口」に関する展示

①不織布バッグの配布 … 700 枚

②クイズ参加者数 … 430 人(カプセルトイ 358 個、風船 72 個)

(2) 来場者アンケートから見えた認知状況

アンケート回収数 … 345 人

①子どもの権利に関する条例を知っているか

知っていた … 155人(45%)

知らなかった(このイベントで知った) … 190人(55%)

②子どもの権利相談・救済窓口を知っているか

知っていた … 130人(38%)

知らなかった(このイベントで知った) … 213人(62%)

③ブースに来た理由

カプセルトイ … 146人 展示に興味があった … 90人

缶バッジ … 61人 権利に興味があった … 51人

その他 … 22人 風船 … 22人

※その他の理由(たまたま通りかかった、誘われたから、楽しそうだったから など)

▼チラシ



■当日の様子



5 親しみやすい窓口づくり

「子どもの権利相談・救済窓口」を、子どもにとって親しみやすい窓口となるよう愛称（ニックネーム）を募集しました。応募総数12案の中から7案を愛称候補として児童館やインターネットで投票を行った結果、愛称を「なみすけの子ども相談室」に決定しました。この愛称は、令和8(2026)年夏から使用を予定しています。

(1) 愛称募集の実施

子どもたちにとって親しみやすい相談窓口となるよう、子どもたちから愛称(案)を募集し、ゆう杉並及び各地域中・高校生運営委員会や一般応募の子どものほか、子どもワークショップ同窓会参加者から応募がありました。

①各中・高校生委員会からの募集

〔応募期間〕令和7(2025)年10月～同年12月末

〔対象〕ゆう杉並中・高校生運営委員会

地域中・高校生委員会(児童館(高井戸、四宮森、堀ノ内東)、子ども・子育てプラザ善福寺)

〔受付方法〕相談員が各児童館等を訪問し、直接説明のうえ案を募集

〔選出方法〕中高生(運営)委員会内での話し合いの結果、各会1案、計5案を選出

②一般公募

〔応募期間〕令和7(2025)年12月15日～令和8(2026)年1月25日

〔対象〕子ども(18歳未満、高校生世代含む) ※杉並区内在住、在勤、在学

〔広報〕広報すぎなみ12月15日号、区公式ホームページ、なみなみみんなよし通信(2号)

〔受付方法〕インターネット、郵送又は窓口

〔応募数〕インターネット3件 窓口1件

〔選考方法〕応募のあった4案の中から、救済委員が1案を選定

③子どもワークショップ同窓会参加者からの募集

〔日時〕令和8(2026)年1月25日 14時～17時

〔対象〕子どもワークショップ同窓会第1回参加者

〔選出方法〕ワークショップ内で3つの案を出し、参加メンバーの投票により1案を選出

■愛称候補(7案)及び愛称に決められた思い

愛称候補	愛称に決められた思い
ぎゅっとなみなみらいとるーむ	ぎゅっとなみらに→守られている・安心感。 なみなみ→杉並のなみから、相談窓口フリーダイヤルの番号7373から。 らいとるーむ→らいとが、(権利・光)という意味を持ち、みんなの悩んでいる心に光が照られますように!という願いを込めて。
子ども・なみすけ・ひとだすけ(コール)!	この名前で「子ども=子ども向け」・「なみすけ=杉並区」・「ひとだすけ=相談・救済」のイメージをもってもらえるのではないかと考えました。(コール)は電話番号だよということが伝えなかったからです。呼んでもらいやすいように「すけ」で韻を踏んでみました。
なみすけの子ども相談室	なみすけの親しみやすさと何が相談できるのかがわかりやすいようにと考えました。
なみなみ	呼びやすいし、頭に残る。なみすけも連想できるし、あたたかい感じがする。
なやみなみ～	「なやみなに?」をナミー(杉並区公式キャラクター)とかけて「なやみなみ～」とした。
NANDEMODOZO	なんでも気軽に話してほしいから。
Let's talk モヤモヤ	気軽に悩みを相談できるためには、親しみやすさが必要だと考えました。そこで「Let's」を付け、「悩み」という言葉を使うと、重苦しくなるため、かわいらしく、やわらかくするために「モヤモヤ」にしました。

(2) 子どもによる投票と愛称の決定

愛称候補の7案について、区内の小・中・高校生世代を対象に投票を実施しました。その結果、最も多くの票を集めた「なみすけの子ども相談室」を愛称として決定しました。

〔投票期間〕令和 8(2026)年 2 月 15 日～3 月 31 日

〔対象者〕区内小・中・高校生世代

〔投票方法〕①インターネット投票

②子どもの権利相談・救済窓口及びゆう杉並ほか 5 児童館等での投票(※)

(※)ポスターにシール(世代により色が異なる)を貼って投票

▼インターネット投票



愛称案

- ぎゅっとなみなみらいとるーむ
- 子ども・なみすけ・ひとだすけ(コール)!
- なみすけの子ども相談室
- なみなみ
- なやみなみ～
- NANDEMODOZO
- Let's talk モヤモヤ

▼児童館等での投票

みんなで相談窓口の愛称をえらぼう!

杉並区子どもの権利相談・救済窓口の愛称投票

投票期間 令和8年2月15日(日)～3月31日(火)

子どものための相談窓口の愛称(ニックネーム)を、杉並区の子どものみんなから募集したよ。
 下にある愛称候補から良いと思うものを選んで、投票シールを貼ってね!

愛称候補	愛称に込めたい思い	投票シールを貼ってください
ぎゅつと なみなみらいとるーむ	ぎゅつと＝抱きかかっている。安心感、信頼感。なみなみ＝やさしいから、子ども の権利相談、救済窓口(フリースペース)の愛称がぴったり。なみなみ ＝みんなの笑顔、希望。さあ、この相談窓口をみんなの笑顔に作る ことを目指して頑張りますよ!という願いを込めます。	
子ども・なみすけ・ひとだすけ (コール)!	この愛称が子どもたちにも愛される「なみすけ」が相談・ひとだすけが 相談、救済窓口(フリースペース)でもらえる思いのこもった愛称だ。 コールは保護者や子どもたちが声をそろえて叫ぶことで、みんなの 思いや願いが伝わるというイメージが思い浮かびます。みんなでも いっしょに叫ぶことが、この愛称のイメージです。	
なみすけの子ども相談室	なみすけの愛称、やさしさ、相談室がわかる愛称のイメージが湧いて きました。	
なみなみ	ほげやれい、星に輝く、なみなみは愛を注ぎます。あたらしい愛を注 ぎます。	
なやみなみ～	「なやみなみ」は「なやみ」＝相談室、相談室のイメージが湧いて きました。	
NANDEMODOZO	なんでも相談にのってくれる、	
Let's talk モヤモヤ	相談にのってもらえる必要はない、話しきりが必要だと、考えま した。また、子どもたちが「相談室」のイメージを、言葉に する、話をする、というイメージが湧いてきました。	

※選ばれた愛称は、おぼえてくれた人に連絡したあと、必要があれば少し言葉を足したり、形を変えたりすることがあります。

【ルール】

①投票できるのは杉並区に住んでいるか、杉並区の学校に
通っているか、杉並区で働いている子ども(18歳未満)で
す。**本人は投票できません。**

②良いと思う愛称に投票シールを貼ってください。

③投票シールは下にある通り、自分の年代に合った色を使
ってください。

④投票期間中、投票できるのは1人につき1票です。

杉並区子どもの権利相談・救済窓口とは?

子どもの権利を守るために作られた、子どものための
相談窓口です。うまくお話できなくても大丈夫です。話を
じっくり聞いて、子どもにとって一番良い方法を子どもと
一緒に考えます。話してくれたことの秘密は守ります。安
心してお話してくださいね。場所は杉並区役所東棟3階
の子どもの政策担当です。気軽に相談に来てください。
電話、メール、LINE、WEBフォーム、手紙でも相談できま
すし、学校や児童館などで会うこともできますよ。
くわしくはこちら→

小学生世代

中学生世代

高校生世代

未就学世代

■投票結果

愛称候補	投票数	順位
ぎゅっとなみなみらいとるーむ	34	4位
子ども・なみすけ・ひとだすけ(コール)!	13	7位
なみすけの子ども相談室	220	1位
なみなみ	29	5位
なやみなみ～	20	6位
NANDEMODOZO	38	3位
Let's talk モヤモヤ	41	2位
総計	395	

6 関係機関・他自治体との学び合いと連携

(1) 関係機関との情報交換・研修参加

子どもの権利の関係機関や研修・会議等に参加し情報交換等を行いました。

① 子どもの相談・救済機関 首都圏フォーラム

〔日時〕令和7(2025)年10月4日 午後1時～4時

〔場所〕世田谷区立保健医療福祉総合プラザ(愛称:うめとぴあ)1階 研修室

② 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2025 三芳町

・「子どもの相談・救済に関する関係者会議」

〔日時〕令和8(2026)年2月6日 午後1時30分～6時40分

〔場所〕三芳町役場庁舎3階会議室

・「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2025 三芳町

〔日時〕令和8(2026)年2月7日 午後1時～4時45分

8日 午前10時～午後4時45分

〔場所〕三芳町役場・三芳町文化会館コピスみよしホール ほか

(2) 視察受け入れ

自治体から視察を受け入れました。

「子どもの権利相談・救済窓口」の実施状況や杉並区の相談方法の特色であるLINEでの相談を含めた相談方法の説明のほか、子どもの権利の普及啓発活動、実施体制などを説明しました。

視察日	視察自治体
令和7年12月10日	神奈川県川崎市
令和8年3月12日	東京都武蔵野市

7 普及啓発活動を通じて見えてきたこと

令和7(2025)年度は、条例の施行及び相談窓口の開設に合わせ、イベントの開催、印刷物の配布、講座・研修、愛称募集などを通じて、子どもの権利や相談窓口の周知に取り組みました。

これらの取組を通じて、相談窓口の存在を子ども本人に届けることに加え、保護者、子ども関係施設、地域の大人に子どもの権利への理解を広げることが、普及啓発を進めるうえで重要な視点であることがうかがえました。

また、講座・研修では、「子どもたちが意見を聴いてもらえる権利を知ることが大切」「大人が変わっていかねばならない」といった声が聞かれるなど、子どもの権利について理解が広がりつつあることがうかがえました。一方で、「子どもの権利には義務が伴う」といった意見もあり、子どもの権利に関する基本的な考え方が十分に浸透しているとは言えない現状も見えてきました。また、保育・子育て支援の現場からは、保護者への支援と子どもの最善の利益との両立や、意見表明が難しい乳幼児の権利保障について悩む声も聞かれました。

本章で述べた取組からは、子ども本人に届きやすい周知方法や、身近な大人の理解を広げる啓発内容について、今後の取組につながる視点が見えてきました。

Ⅳ 参考資料

- 1 杉並区子どもの権利に関する条例
- 2 杉並区子どもの権利に関する条例施行規則

IV 参考資料

I 杉並区子どもの権利に関する条例

令和7年杉並区条例第11号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 子どもの権利の保障等（第4条・第5条）

第3章 区の責務及び保護者、子ども関係施設等、区民等の役割（第6条－第10条）

第4章 子どもの権利の保障に関する施策等（第11条－第18条）

第5章 杉並区子どもの権利救済委員（第19条－第25条）

第6章 委任（第26条）

附則

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重される、かけがえのない存在です。

全ての子どもは、児童の権利に関する条約に定められた権利が保障されています。

この子どもの権利は、何かと引き換えに保障されるものではありません。

しかしながら、子どもを取り巻く環境が変化する中で、自分らしく生きることの難しさや、いじめ、虐待、貧困等による様々な困難を抱える子どももおり、子どもの権利が十分に保障されているとは言い難い状況にあります。

大人は、子どもをただ守られる存在としてではなく、社会の一員として尊重し、子どもが安心して健やかに成長できるようにする役割を担っています。

全ての大人は、子どもと子どもの権利について理解を深めるとともに、子どもの思い・考え・意見を聴き、真剣に受け止め、保護者、区民及び事業者等それぞれの立場で役割を積極的に果たすことを通じて、地域全体で子どもの権利の保障に取り組んでいくことが必要です。

このような考えの下、子どもが、権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約、こども基本法（令和4年法律第77号）及び東京都こども基本条例（令和3年東京都条例第51号）の精神にのっとり、子どもの権利の保障に関し、基本理念を定め、杉並区（以下「区」という。）、保護者、子ども関係施設、区民（区内に住み、働き、又は学ぶ者をいう。以下同じ。）及び事業者（区内において、事業活動を行うものをいう。以下同じ。）の責務等を明らかにし、子どもの権利の保障に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが、権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）子ども 18歳に満たない者（その心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、当該者に準ずると認められる者を含む。）であって、区内に居住し、区内において就労し、又は区内にある子ども関係施設に就学し、入所し、若しくは通所し、若しくは当該子ども関係施設を利用するものをいう。
- （2）保護者 親その他の親権を行う者、未成年後見人、里親その他の者で、子どもを現に監護し、又は養育するものをいう。
- （3）子ども関係施設 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校又は各種学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設その他の子どもを教育し、又は育成することを目的とする施設又は事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 子どもに関する施策は、全ての子どもについて、差別的取扱いを受けることがないようにすること、その意見を尊重すること、その最善の利益を考慮すること及びその健やかな成長が図られることを基本理念として行われなければならない。

第2章 子どもの権利の保障等

(子どもの権利の保障)

第4条 全ての子どもは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利その他の権利を有する。

(1) 安心して生きる権利 次のアからエまでに定めること。

ア 生命及び健康が大切にされること。

イ その人格を尊重され、愛されること。

ウ 私生活の秘密が侵されず、他人から過度に干渉を受けないこと。

エ 安心できる居場所を確保することができること。

(2) 自分らしく生きる権利 次のア及びイに定めること。

ア 一人ひとりが個人として尊重されること。

イ その興味又は関心等に応じた活動に取り組むことができること。

(3) 育つ権利 次のアからウまでに定めること。

ア 必要な支援を受けながら、多様かつ適切な環境で学ぶことができること。

イ 年齢及び発達の程度に応じて遊ぶことができること。

ウ 十分に休息することができること。

(4) 意見を聴かれる権利 次のアからウまでに定めること。

ア 必要な情報を得て、意見を表明することができること。

イ 表明した意見が尊重されること。

ウ 多様な社会的活動に参画することができること。

(5) 守られる権利 次のア及びイに定めること。

ア 暴力、虐待、いじめ、体罰その他の子どもの品位を傷つけ、又はその心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動(以下「暴力等」という。)から保護されること。

イ 暴力等による被害を受けた場合に、適切かつ迅速に支援及び救済を受けることができること。

(6) 個別の必要に応じて支援を受ける権利 次のア及びイに定めること。

ア 子ども及びその家族の国籍、民族、性別、性自認、性的指向、財産の状況、障害の有無その他の属性又は状況により分け隔てられることなく共生できること。

イ その置かれている状況に応じ必要な支援を受けることができること。

2 何人も、前項の子どもの権利を尊重しなければならない。

(暴力等の禁止等)

第5条 何人も、子どもに対して、暴力等をしてはならない。

2 前項に定めるもののほか、何人も、子どもに対して、不当な差別的取扱いその他の権利利益を不当に侵害する行為をしてはならない。

第3章 区の責務及び保護者、子ども関係施設等、区民等の役割

(区の責務)

第6条 区は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの権利の保障に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、区が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 保護者は、その監護し、又は養育する子どもの意見を聴き、これを尊重しつつ、その最善の利益を優先して考慮するよう努めるものとする。

3 保護者は、その監護し、又は養育する子どもが安心して安全に暮らすことができる生活環境の確保に努めるものとする。

(子ども関係施設等の役割)

第8条 子ども関係施設及びその職員は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、区が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 子ども関係施設及びその職員は、子どもの意見を適切な方法により把握し、これを尊重して施設の運営を行うよう努めるものとする。

3 子ども関係施設及びその職員は、子どもが安心して安全に過ごすことができる環境を整備するよう努めるものとする。

4 子ども関係施設及びその職員は、子どもの権利について子どもに周知を図るとともに、子どもからの相談に対応する体制を整備するよう努めるものとする。

(区民の役割)

第9条 区民は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深め、子どもの意見を尊重し、子どもが社会的活動に参画する機会を確保するとともに、区が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深め、区が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するとともに、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

第4章 子どもの権利の保障に関する施策等

(子どもの権利の保障に関する施策についての計画及び検証)

第11条 区は、子どもの権利の保障に関する施策についての計画を定めるものとする。

2 区は、子どもの権利の保障に関する施策の実施状況について検証し、改善を図るものとする。

3 第1項の規定による計画の策定及び前項の規定による検証に当たっては、子ども及び杉並区子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

(相談体制の整備)

第12条 区は、子どもの権利に関し子ども及びその保護者その他の関係者が利用しやすい相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(暴力等の防止等のための措置)

第13条 区は、暴力等の防止、暴力等を受けた者等に対する相談の実施及び暴力等を受けた者の救済のために必要な措置を講ずるものとする。

(子どもの居場所の確保)

第14条 区は、子どもの年齢及び発達程度、その置かれている環境等に応じて、必要な居場所が確保されるよう、必要な環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(子どもの意見表明等)

第15条 区は、子どもが必要な情報を得て意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重するとともに、その意見がどのように考慮されたかについて子どもが理解できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 区は、子どもが意見を形成し、又は表明するために必要な支援を行うものとする。

3 区は、子どもがその年齢及び発達程度に応じて多様な社会的活動に参画する機会が確保されるよう、必要な環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(子どもの権利に関する啓発活動及び支援)

第16条 区は、子どもの権利について、子どもが理解を深められるよう、必要な広報その他の啓発活動に努めるとともに、これを学習するための必要な支援を行うものとする。

2 区は、子どもの権利について、保護者、子ども関係施設及びその職員、区民並びに事業者の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(子ども等に対する支援等)

第17条 区は、子どもの年齢及び発達程度、その置かれている環境等に応じて、子ども及びその保護者に対し、必要な支援を行うものとする。

2 区は、子ども及びその保護者が地域社会から孤立することのないよう、地域において子ども及びその保護者を見守るための体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 区は、子ども関係施設が実施する子どもの権利を保障するための取組に対し、必要な支援を行うものとする。

(関係者相互の連携の確保)

第18条 区は、子どもに関する施策が適切かつ円滑に行われるよう、子どもに関する施策に係る機関及び地域において子どもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

第5章 杉並区子どもの権利救済委員

(設置)

第19条 子どもの権利の侵害からの速やかな救済を図るため、区長の附属機関として、杉並区子どもの権利救済委員(以下「委員」という。)を置く。

2 委員の職務は、次のとおりとする。

(1) 子どもの権利についての相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。

(2) 子どもの権利の侵害について、必要な調査、調整及び要請を行うこと。

(3) 子どもの権利の侵害を防ぐため、区長に意見を述べること。

(4) 子どもの権利に関する啓発活動を行うこと。

3 委員は、3人以内とし、人格が高潔で社会的信望があり、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。ただし、任期が連続して3期を超えることとなるときは、この限りでない。

6 委員は、それぞれ独立してその職務を行う。ただし、特に困難な相談又は救済の申立ての処理その他必要な場合については、合議によることができる。

7 区は、委員の職務の遂行について、その独立性を尊重するとともに、必要な体制の整備等の協力及び援助を行わなければならない。

(解嘱)

第20条 区長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、解嘱することができる。

2 委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解嘱されることのない。

(責務)

第21条 委員は、基本理念にのっとり、子どもの意見を聴き、その意見を尊重して職務を遂行しなければならない。

2 委員は、子どもの権利の侵害からの速やかな救済を図るため、公正かつ中立な立場で適切かつ迅速に職務を遂行しなければならない。

3 委員は、関係機関等との連携を図り、職務の円滑な遂行に努めなければならない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

6 委員は、自己に関係のある事案については、その職務を行ってはならない。

(相談及び救済の申立て)

第22条 何人も、子どもの権利について、委員に対し、相談及び救済の申立てを行うことができる。

(調査及び調整)

第23条 委員は、前条の規定による救済の申立てがあった場合その他必要があると認めた場合には、その内容について調査を行うものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合においては、この限りでない。

2 委員は、救済に係る子ども又はその保護者からの救済の申立てに基づき前項の調査を行う場合を除き、調査を行うときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、その子どもの生命及び心身を守るために必要がある場合において、その子どもが置かれている状況等を考慮し、同意を得ることが困難であると認めるときは、この限りでない。

3 委員は、調査を開始した後において、その必要がないと認めるときは、調査を打ち切ることができる。

4 委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害からの救済を図るため、必要な調整を行うことができる。

(要請)

第24条 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係者に対し、是正の措置を講ずるよう要請することができる。

2 区は、前項の規定による要請を受けたときは、これを尊重し、適切に対応しなければならない。

3 区は、第1項の規定による要請を受けたときは、委員に対し、是正の措置の状況を報告しなければならない。

4 区以外の者は、第1項の規定による要請を受けたときは、これを尊重し、適切に対応するよう努めるものとする。

(活動状況の報告及び公表)

第25条 委員は、毎年度、その活動の状況について、区長に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第6章 委任

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第19条第2項第1号から第3号まで及び第22条から第24条までの規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(令和7(2025)年9月1日施行)

2 杉並区子どもの権利に関する条例施行規則

令和7年杉並区規則第77号

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区子どもの権利に関する条例(令和7年杉並区条例第11号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(兼職の禁止)

第3条 委員は、次に掲げる職を兼ねることができない。

- (1) 国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員
- (2) 区に執行機関として置かれる委員会の委員(教育委員会にあっては、教育長及び委員)又は委員
- (3) 区と委託その他の契約を締結している事業者の役員
- (4) 区から補助金の交付その他の助成を受けている事業者の役員

(申立書等)

第4条 条例第22条の規定による救済の申立て(以下「申立て」という。)は、申立書(第1号様式)を提出することにより行うものとする。ただし、これにより難いときは、この限りでない。

2 委員は、申立書の提出によらない申立てを受けたときは、その内容を申立記録書(第2号様式)に記録するものとする。

(調査を行わない場合)

第5条 条例第23条第1項ただし書に規定する規則で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 裁判所において、現に係争中の事項又は既に判決等のあった事項に係る申立てであるとき。
- (2) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令の規定により、現に不服申立てを行っている事項又は既に裁決等のあった事項に係る申立てであるとき。
- (3) 条例その他の法令の規定により、現に申立てを行っている事項又は既に申立ての処理が終了した事項に係る申立てであるとき。
- (4) 現に区議会等に請願若しくは陳情を行っている事項又は既に区議会等でその審議が終了した事項に係る申立てであるとき。
- (5) 虚偽の申立て又は明らかに理由がない申立てであると委員が認めるとき。
- (6) 条例第23条第2項本文の規定による同意を得ることが著しく困難であると委員が認めるとき。
- (7) 委員の職務上の行為に係るものであるとき。
- (8) その他調査をすることが適当でないと委員が認めるとき。

2 委員は、条例第23条第1項ただし書の規定により調査を行わないときは、調査を行わない旨の通知書(第3号様式)により、申立てを行った者(以下「申立人」という。)に速やかにその旨を通知するものとする。

(調査の実施)

第6条 委員は、条例第23条第1項の規定により調査を行うときは、あらかじめ

調査実施通知書(第4号様式)により、調査の対象となる者(以下「調査対象者」という。)にその旨を通知するものとする。この場合において、調査対象者が子ども(18歳に満たない者(その心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、当該者に準ずると認められる者を含む。))をいう。)であるときは、その保護者にも通知するものとする。

2 委員は、調査を行うため区以外の調査対象者の施設に立ち入る場合は、当該調査対象者の同意を得なければならない。

(調査の同意)

第7条 条例第23条第2項本文の規定による同意は、同意書(第5号様式)の提出を受けることにより得

るものとする。ただし、これにより難いときは、この限りでない。

(調査の打ち切り)

第8条 委員は、条例第23条第3項の規定により調査を打ち切る場合において、申立人、同条第2項の規定による同意をした子ども若しくはその保護者(以下これらを「同意者」という。)又は第6条第2項の規定による立入調査の対象とな

った者(以下「立入調査対象者」という。)があるときは、調査打ち切り通知書(第6号様式)により、速やかにその旨をこれらの者に通知するものとする。

(調査の終了)

第9条 委員は、調査が終了した場合において、申立人、同意者又は立入調査対象者があるときは、調査結果通知書(第7号様式)により調査の結果をこれらの者に通知するものとする。

(身分証明書)

第10条 委員は、条例第23条第1項の規定による調査又は同条第4項の規定による調整を行うときは、身分証明書(第8号様式)を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(要請)

第11条 条例第24条第1項の規定による要請は、あらかじめ区長にその内容を通知した上で、要請書(第9号様式)により行うものとする。

2 前項の規定により要請した場合において、申立人又は同意者があるときは、委員は、要請した内容を速やかにこれらの者に通知するものとする。

(委任)

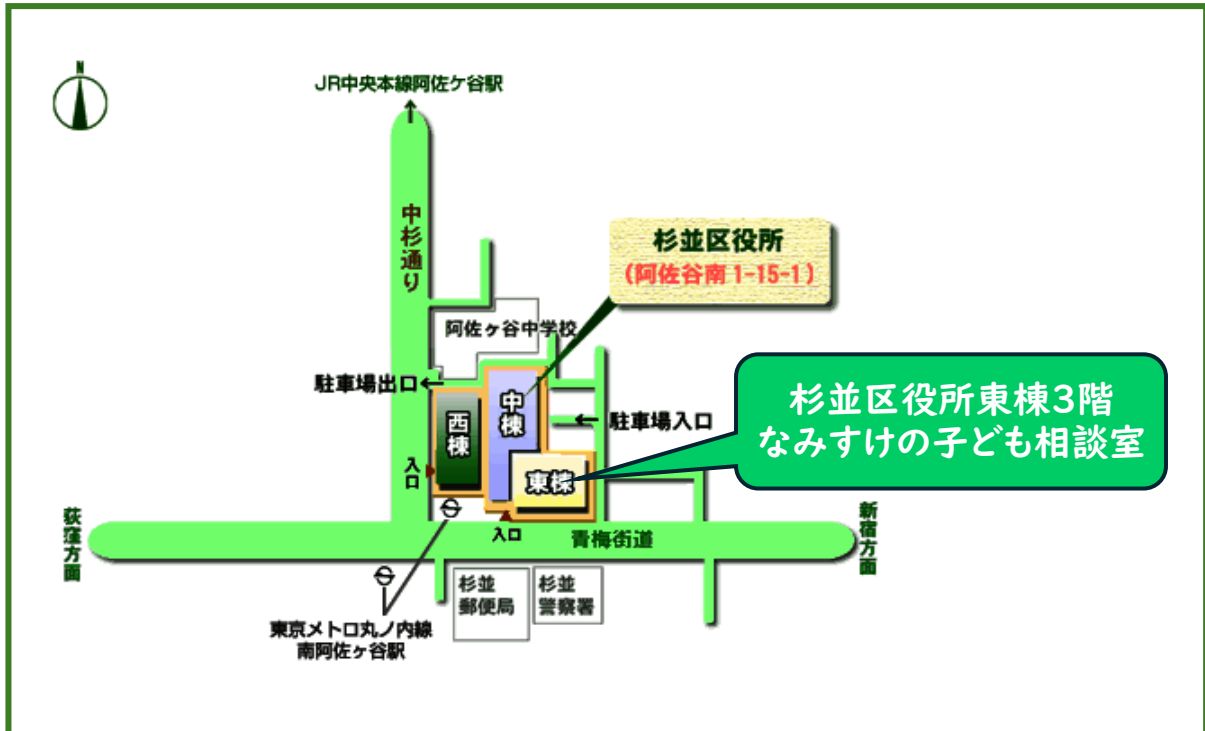
第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。

(第1号～第9号様式まで省略)

【地図】



相談したいとき、話を聞いてもらいたいときは…

子どもの権利相談・救済窓口

なみすけの子ども相談室

なにかもやもやする…、誰かに話をきいてほしい…など、どんなことでもお話を聞きます。どうしたらよいのかあなたと一緒に考えます。

フリーダイヤル 0120-7373-34 電話以外にも、メール、LINE、WEBフォーム、窓口、手紙、でも相談できます

1 なにかもやもやするなー
だれに話をしてほしいなー
きになることがあるなー

学校のこと 家族のこと

うれしかったこと 友だちのこと

2 そうだ！
新しくできた子どもの相談
窓口で連絡してみよう

区からのお知らせ
子どもの相談窓口
ができました
0120-7373-34

3 こちらは、杉並区子どもの権利相談・
救済窓口です！あなたの気持ちを
大切に一緒に考えよう！

子どもの権利救済委員

4 ゆっくり話をきいてくれた
安心したよ

すっきりした

くわしくは
コチラから

相談できる
曜日・時間

月・水・金
13時から19時まで
土
10時から16時まで
※火・木・日・祝日、
年末年始はお休みです。

秘密は守ります
お金はかかりません

